奈良県過疎地域自立促進方針

（平成２８～３２年度）

平成２７年１１月

平成２９年９月改定

奈　良　県

計画対象地域と過疎地域

計画の対象地域

南部地域
五條市　吉野町　大淀町　下市町
黒滝村　天川村　野迫川村
十津川村　下北山村　上北山村
川上村　東吉野村

南部地域と同様の課題を抱える地域
御所市　高取町　明日香村

東部地域
宇陀市　山添村　曽爾村　御杖村

北西部地域
三宅町

過疎地域

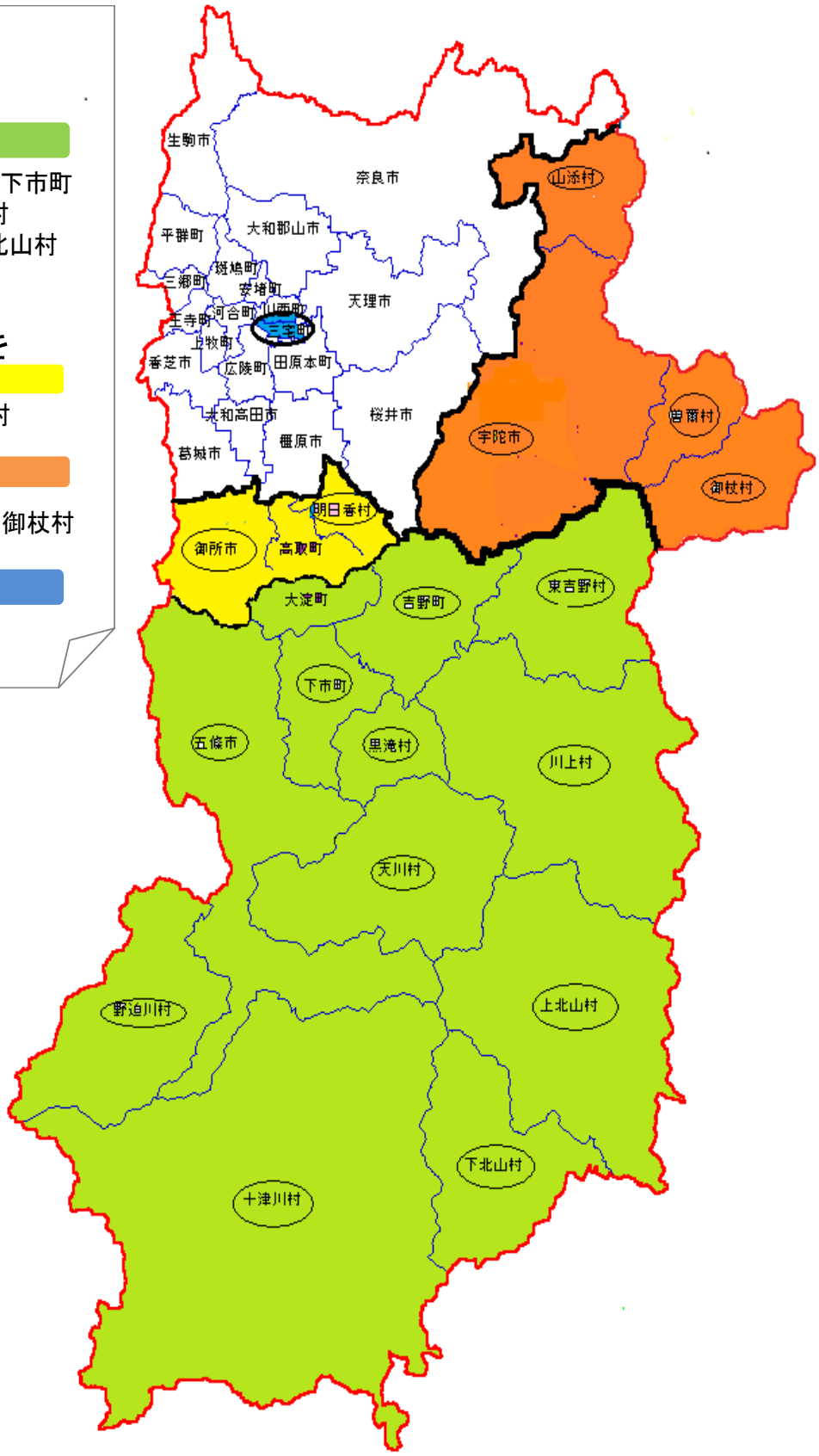

目　　次

Ⅰ　基本的な事項 …… １
１　過疎地域の現状と問題点 …… １
（１）地域指定の状況 …… １
（２）過疎市町村の人口の動向等 …… ２
（３）これまでの過疎対策の実施状況 …… ６
（４）過疎地域等の現状及び課題 …… ６
２　過疎地域自立促進の基本的方向 …… １４
（１）分野別の基本的方向 …… １４
（２）地域別の基本的方向 …… １５
３　施策の選択と集中等 …… １６

Ⅱ　分野別取組方針 …… １７
１　産業の振興 …… １７
（１）産業振興の方針 …… １７
（２）農林水産業の振興 …… １７
（３）地場産業の振興 …… １８
（４）企業立地の促進 …… １８
（５）起業の促進 …… １８
（６）商業の振興 …… １８
（７）観光・レクリエーション …… １８
（８）スモールビジネスの創業、家業の継承 …… １９

２　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 …… １９
（１）交通通信体系の整備等の方針 …… １９
（２）国道、県道及び市町村道の整備 …… ２０
（３）農道及び林道の整備 …… ２０
（４）交通確保対策 …… ２０
（５）電気通信施設の有効活用 …… ２１
（６）情報通信ネットワークの有効活用 …… ２１
（７）地域間交流の促進 …… ２１
（８）移住の促進、空き家の整備・活用 …… ２１

３　生活環境の整備 …… ２２
（１）生活環境の整備の方針 …… ２２
（２）簡易水道、汚水処理施設等の整備 …… ２２
（３）消防・救急施設等の整備 …… ２２
（４）警察施設の機能強化 …… ２２

４　保健及び福祉の向上及び増進 …… ２３
（１）保健及び福祉の向上及び増進の方針 …… ２３
（２）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 …… ２３
（３）児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 …… ２３

５　医療の確保 …… ２４
（１）医療の確保の方針 …… ２４
（２）南部地域における公立病院の医療機能の確保 …… ２４
（３）無医地区対策 …… ２４
（４）特定診療科に係る医療確保対策 …… ２４

６　教育の振興 …… ２４
（１）教育の振興方針 …… ２４
（２）郷土教育の充実 …… ２５
（３）教育環境の整備や教育内容・教育方法の充実 …… ２５
（４）教育・文化施設等の整備 …… ２６

７　地域文化の振興等 …… ２６
（１）地域文化の振興等の方針 …… ２６
（２）地域文化の振興等に係る施策の展開 …… ２６

８　まち（郷・里）づくりの推進 …… ２７
（１）市町村との連携協定の締結 …… ２７
（２）交流のまち（郷・里）づくり …… ２７
（３）移住・定住のまち（郷・里）づくり …… ２７
（４）集落の再編整備 …… ２７

Ⅰ　基本的な事項

１　過疎地域の現状と問題点

（１）地域指定の状況

本県は、地勢上、北西部の大和平野地域、北東部の大和高原地域、南部の五條・吉野地域として地形区分される。

県人口は、昭和４０年以降、平成１２年にかけて急激な増加を続けて来たが、この主たる要因は大和平野地域における社会増（ｓ６０からH１０における本県人口増は99,526人であるが、同時期の大和平野地域の社会増減は105,216人であり、本県人口増の105.2%に相当する。）によるものであり、一方で、東部地域や南部地域のほとんどの市町村では､継続的に人口が大幅に減少する急激な過疎化現象を呈してきた。

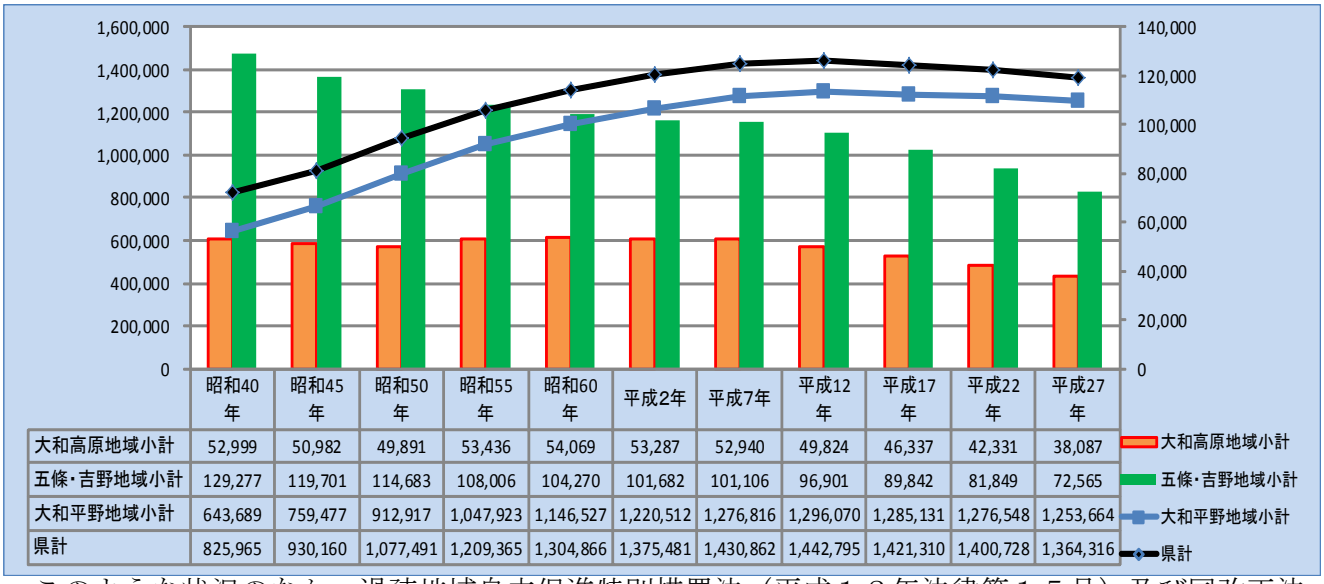

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
大和高原地域小計	52,999	50,982	49,891	53,436	54,069	53,287	52,940	49,824	46,337	42,331	38,087
五條･吉野地域小計	129,277	119,701	114,683	108,006	104,270	101,682	101,106	96,901	89,842	81,849	72,565
大和平野地域小計	643,689	759,477	912,917	1,047,923	1,146,527	1,220,512	1,276,816	1,296,070	1,285,131	1,276,548	1,253,664
県計	825,965	930,160	1,077,491	1,209,365	1,304,866	1,375,481	1,430,862	1,442,795	1,421,310	1,400,728	1,364,316

このような状況のなか、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）及び同改正法（平成２９年法律第１１号）に基づき公示された本県の過疎地域は１８市町村となっている。

◇北西部地域	三宅町	（１町）
◇東部地域	宇陀市、山添村、曽爾村、御杖村	（１市３村）
◇南部地域と同様の課題を抱える地域	御所市、明日香村	（１市１村）
◇南部地域	五條市、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	（１市２町８村）

公示年月日	公示市町村	適用条文
平成12年4月1日	室生村、曽爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	法第2条第1項
平成14年4月1日	菟田野町	法第2条第1項
平成17年9月25日	五條市（西吉野村及び大塔村の五條市への編入合併による）	法33条第1項
平成18年1月1日	宇陀市の区域のうち旧菟田野町及び旧室生村の区域（菟田野町及び室生村を含む宇陀郡４町村の合併による）	法33条第2項
平成22年4月1日	山添村	法第2条第1項
平成29年4月1日	五條市、御所市、宇陀市、三宅町、明日香村	法第2条第1項

本県の過疎市町村は、面積で県全体の約７７％（2,839.22ｋ㎡）を占めるにもかかわらず、平成２７年の国勢調査人口は131,810人と、全県人口の9.7%を占めるにすぎない。さらに、過疎市町村の面積のうち約８８％が林野であり、可住地は極めて限定されている。また、平成２５～２７年度の３カ年平均財政力指数をみても、過疎市町村の平均は0.200で、財政基盤はきわめて脆弱である。

（２）過疎市町村の人口の動向等

本県過疎市町村の人口は、昭和３５年から４０年に△８．７％、昭和４０年から４５年に△５．０％と急激な減少を示した。これを地域別にみると、北西部地域及び南部と同様の課題を抱える地域では＋０．３％、＋２．３％、東部地域は、△９．４％、△３．８％、また南部地域は、△１１．７％、△８．７％となっている。

これらの過疎市町村に対し、昭和４５年制定の過疎地域対策緊急措置法以来、４５年間の４次に及ぶ立法措置に基づき、道路をはじめとする社会資本、生活環境の整備、産業の振興及び福祉・医療の充実等各種の過疎対策事業を実施してきた。この結果、昭和４５年以降の人口減少は、全国的な傾向と同様に鈍化傾向を示していたが、平成７年から平成２７年にかけて再び人口減少が拡大するなど、依然として過疎市町村全体として減少傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

さらに、近年は社会減に加えて少子化の影響もあり、自然減が拡大傾向にある。

人口構成について見てみると、高齢者（６５歳以上）比率は年々増加するなど、高齢化が加速傾向にあるとともに、若年者（１５歳以上３０歳未満）数及び若年者比率も年々減少しており、より一層地域社会の活力の低下が進行している。

◇過疎市町村の人口減少率の動向（資料：国勢調査）　　［単位：％］

	S35～S40	S40～S45	S45～S50	S50～S55	S55～S60	S60～H2	H2～H7	H7～H12	H12～H17	H17～H22	H22～H27	S40～H27	S50～H27
北西部地域	8.4	19.9	22.1	9.0	△ 0.3	1.0	△ 0.4	△ 6.3	△ 3.5	△ 4.2	△ 8.1	27.5	△ 13.0
東部地域	△ 9.4	△ 3.8	△ 2.1	7.1	1.2	△ 1.4	△ 0.7	△ 5.9	△ 7.0	△ 8.6	△ 10.0	△ 28.1	△ 23.7
南部と同様の地域	△ 0.7	0.1	3.9	0.4	△ 1.3	0.5	△ 1.7	△ 4.0	△ 7.0	△ 6.4	△ 10.4	△ 23.8	△ 26.7
南部地域	△ 11.7	△ 8.7	△ 5.0	△ 7.2	△ 5.1	△ 4.3	△ 2.4	△ 5.6	△ 8.8	△ 10.2	△ 13.0	△ 52.0	△ 44.7
過疎市町村計	△ 8.7	△ 5.0	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.3	△ 2.2	△ 1.6	△ 5.4	△ 7.6	△ 8.6	△ 11.3	△ 38.6	△ 34.3
全県	5.7	12.6	15.8	12.2	7.9	5.4	4.0	0.8	△ 1.5	△ 1.4	△ 2.6	65.2	26.6
全国過疎地域	△ 9.0	△ 9.5	△ 5.4	△ 2.2	△ 2.6	△ 5.0	△ 4.0	△ 4.4	△ 5.5	△ 6.9			

※全国過疎地域の状況については、平成２８年４月１日現在の７９７市町村に係るものである。

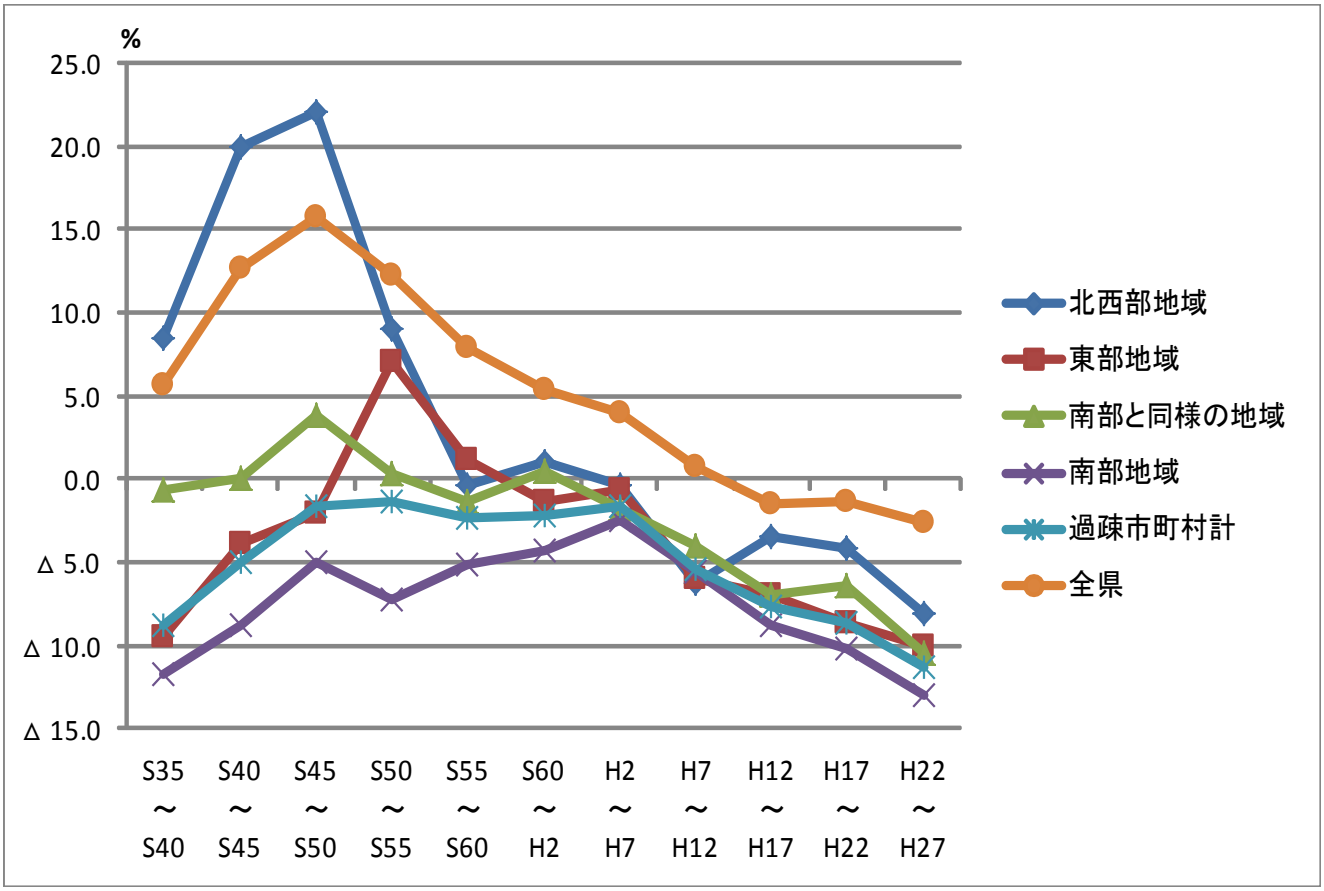

◇過疎地域の高齢者比率の動向（資料：国勢調査）　　［単位：％］

	S４５	S５０	S５５	S６０	H２	H７	H１２	H１７	H２２	H２７
北西部地域	6.2	6.4	8.8	10.4	12.0	14.5	17.4	22.4	27.2	32.9
東部地域	11.4	12.8	13.3	14.5	16.9	20.3	24.3	27.9	32.0	38.3
南部地域と同様の地域	9.3	10.5	12.5	14.1	16.3	18.9	22.5	27.0	31.5	37.0
南部地域	10.0	12.0	14.4	16.2	19.1	22.8	26.9	30.8	34.1	39.0
非過疎地域	7.4	7.8	8.5	9.3	10.6	12.8	15.5	18.8	22.8	27.5
全県	8.0	8.5	9.3	10.1	11.6	13.9	16.6	19.9	23.8	28.5
全国過疎地域	10.1	11.9	13.8	15.8	19.1	23.4	27.4	30.6	33.2	

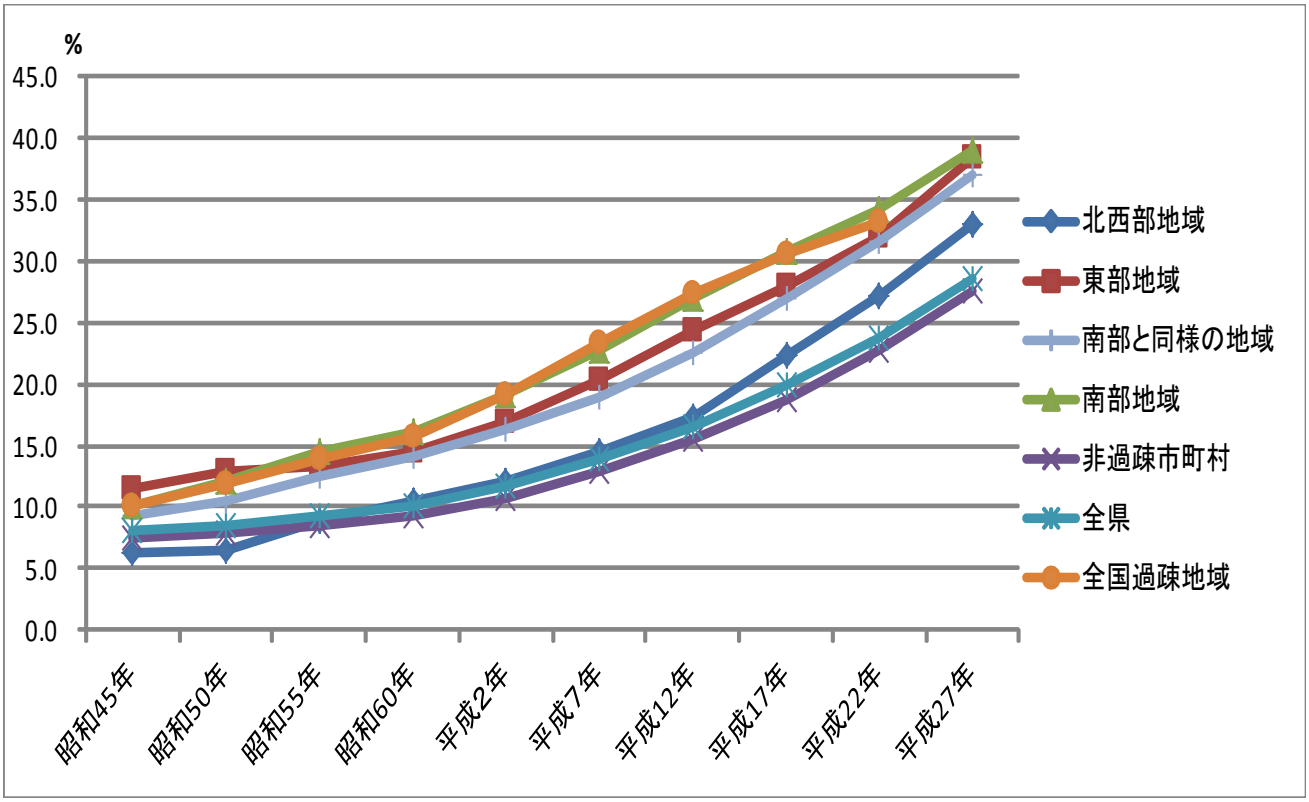

◇過疎地域の若年者比率の動向（資料：国勢調査）　　［単位：％］

	Ｓ４５	Ｓ５０	Ｓ５５	Ｓ６０	Ｈ２	Ｈ７	Ｈ１２	Ｈ１７	Ｈ２２	Ｈ２７
北西部地域	27.9	21.6	19.5	20.8	23.0	21.6	19.0	16.1	15.2	13.7
東部地域	23.5	23.2	19.9	17.5	17.4	17.7	17.7	15.8	13.5	11.2
南部地域と同様の地域	26.7	23.4	19.5	18.8	19.1	19.0	17.8	15.8	14.1	12.7
南部地域	22.0	21.3	19.5	17.6	16.6	16.2	15.5	14.3	13.0	11.9
非過疎地域	28.6	24.5	20.9	20.8	22.8	23.0	21.1	17.8	15.7	14.7
全県	27.5	24.1	20.7	20.4	22.1	22.3	20.6	17.5	15.5	14.5
全国過疎地域	20.5	19.8	18.0	15.8	14.6	14.4	14.3	12.9	11.3	

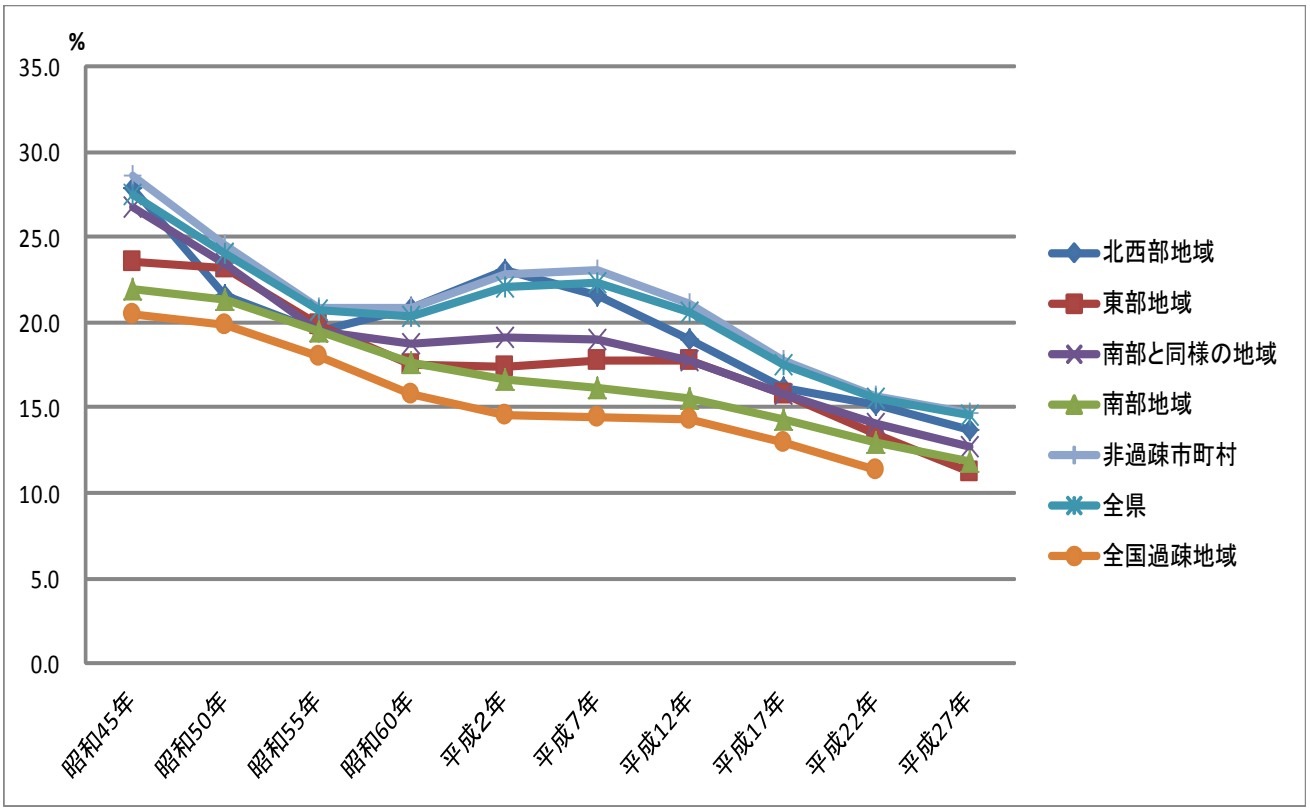

（３）これまでの過疎対策の実施状況

昭和４５年からの４５年間にわたる過疎対策事業（生活・産業の基盤である道路網の整備、住民の就労機会の拡充と安定した所得の確保等を図るための産業振興、快適な居住空間を作るための基盤整備、医療・福祉・教育の充実など）の総額は、県5,609億円、市町村3,999億円の合計9,608億円に達している。

企業の誘致をはじめ､農林水産物など地域の特産物の開発・育成を通じた地域産業の創出など、各地での創意工夫をこらした産業振興策、交通通信体系や上下水道の整備、加えて「奈良モデル」の取組のひとつである南和広域医療企業団の設立などによる生活環境の整備などの過疎対策事業の実施により、依然として非過疎地域との間に格差を残しながらも改善されつつある。

また、地域間交流の促進については、本県過疎地域の有する豊富な自然や歴史文化資源を活用した交流・体験を伴う観光レクリエーション、スポーツイベント、文化イベントへの取組などにより、交流人口の増加など、一定の成果がみられるところである。

※「奈良モデル」:「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」であるとともに、人口減少・少子高齢化社会を見据えて、「地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営をめざす、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働のしくみ」

（４）過疎地域等の現状及び課題

①東部地域・南部地域と同様の課題を抱える地域・南部地域

本県では、過疎化・高齢化が進む南部東部地域（「御所市、五條市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、高市郡、吉野郡」を指す。以下同じ。）の振興を図るため、平成２６年度に「奈良県南部振興基本計画」及び「奈良県東部振興基本計画」を策定しており、その策定及び推進過程で明らかになった現状及び課題は以下のとおりである。

（ア）観光客数の動向

南部地域（「御所市、五條市、高市郡、吉野郡」を指す。以下同じ。）では、平成２３年９月の紀伊半島大水害で一時的に落ち込んだ観光客数も、積極的な観光プロモーションの実施、プレミアム宿泊旅行券の発行、そして南部地域での会議開催支援などの取組により、回復を果たすことができたが、その後の観光客数は横ばい状態であり、さらなる増加策が求められている。

東部地域（「宇陀市、山辺郡、宇陀郡」を指す。以下同じ。）では、地域連携による周遊観光ルートの整備や「うだ・アニマルパーク」の誘客イベントなどにより、一部の観光スポットでの観光客数の増加により堅調に推移しているが、その保有する観光資源から見れば、なお一層の交流促進策が必要である。

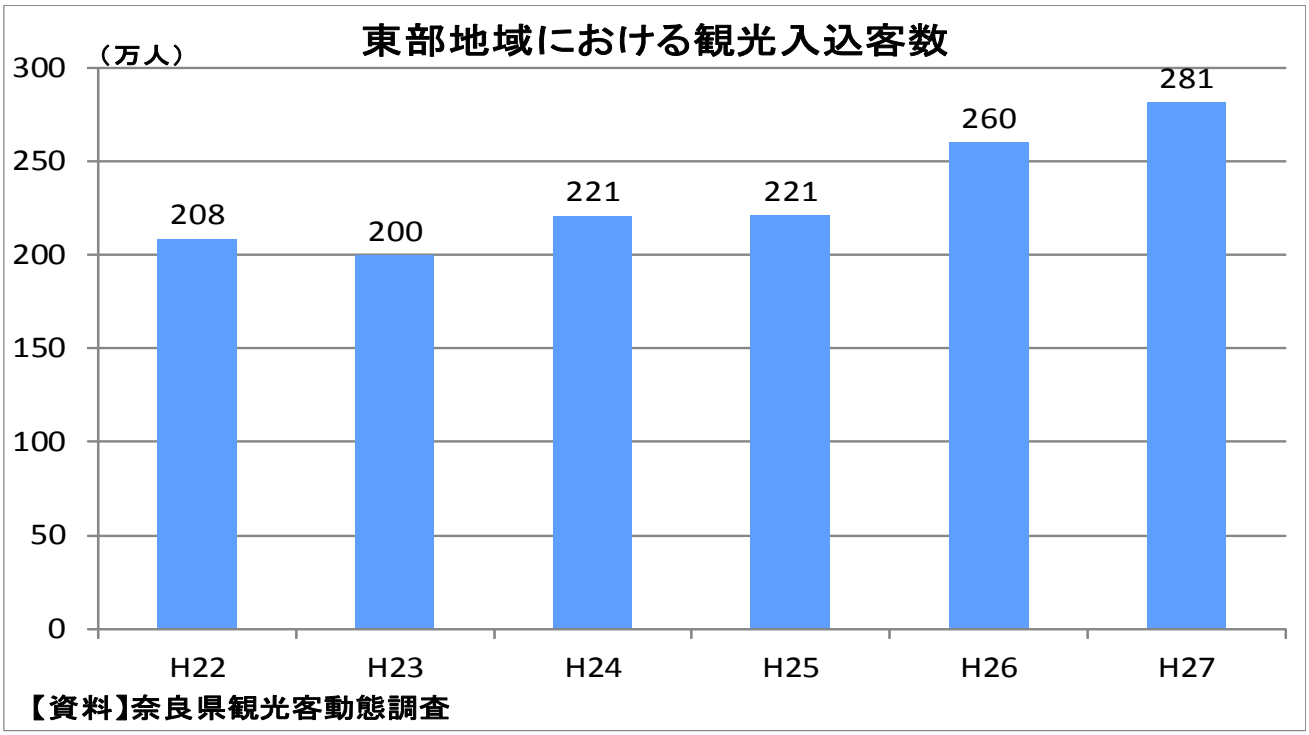

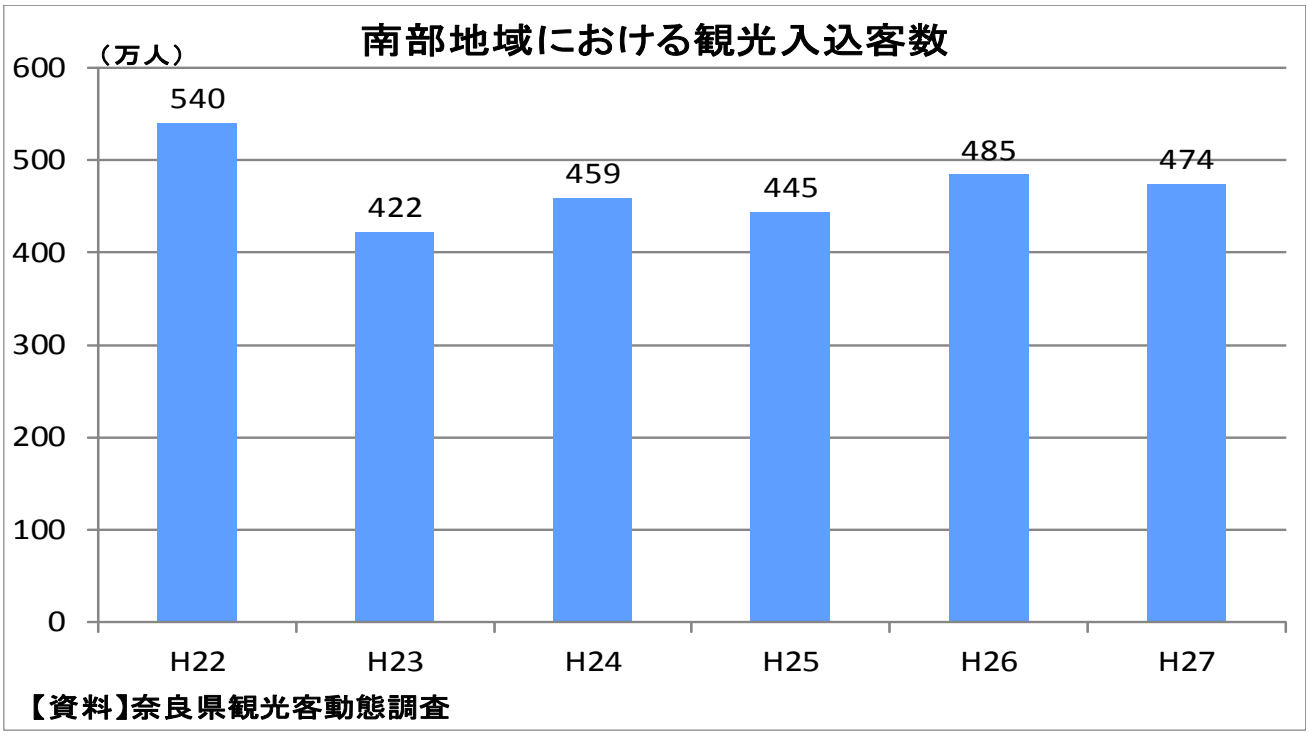

（イ）観光客数の季節的偏り

吉野山の桜の時期、葛城山のツツジの時期、花しょうぶの時期、夏のキャンプ時期、秋の紅葉やススキの時期には、多くの観光客が訪れる。

一方で、それ以外の季節には、観光客が少ない閑散期となっており、一年を通じて観光客に訪れてもらうための対策が必要である。

（ウ）宿泊客の発地状況

南部東部地域の宿泊客は約8～9割が近畿府県からで、県内からの宿泊客数は少ない状況である。県内でのプロモーションや長期滞在も見込める首都圏等へのプロモーションの充実が必要である。

（エ）観光資源

南部東部地域には、吉野山の桜、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、十津川温泉、葛城山のツツジ、曽爾高原のススキ、「女人高野」室生寺など認知度の高い観光資源がある。

一方、認知度は低いものの、祭りや伝統芸能、郷土料理など、観光資源となりうる魅力的な地域資源がたくさん存在しており、その活用が求められている。

さらに、新たな観光客層を開拓するため、観光資源の創出が求められている。

【 認知度 】「よく知っている」「だいたい知っている」「聞いたことがある」の合計値の高い順
[Q5](n= 1,035)

【 興味度 】「興味がある」「やや興味がある」の合計値の高い順
[Q6](n= 1,035)

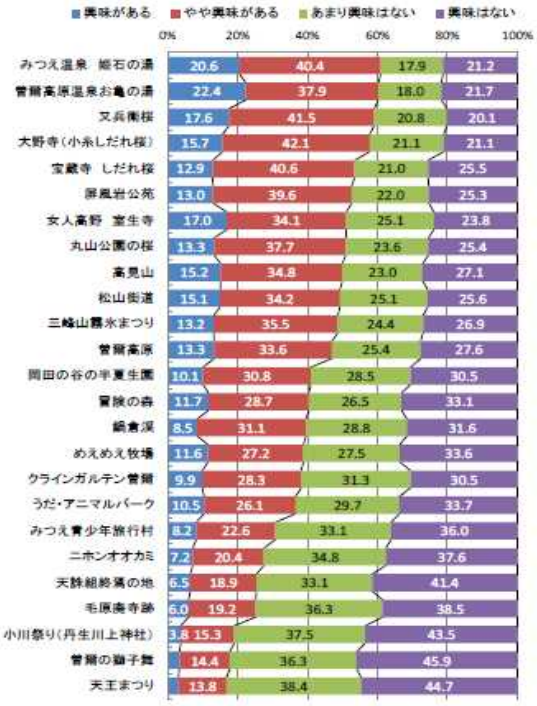

(C) Recruit Lifestyle Co.,Ltd.

●奈良県東部 GAP調査●

【 認知度 】「よく知っている」「だいたい知っている」「聞いたことがある」の合計値の高い順
[Q5](n=1,035)

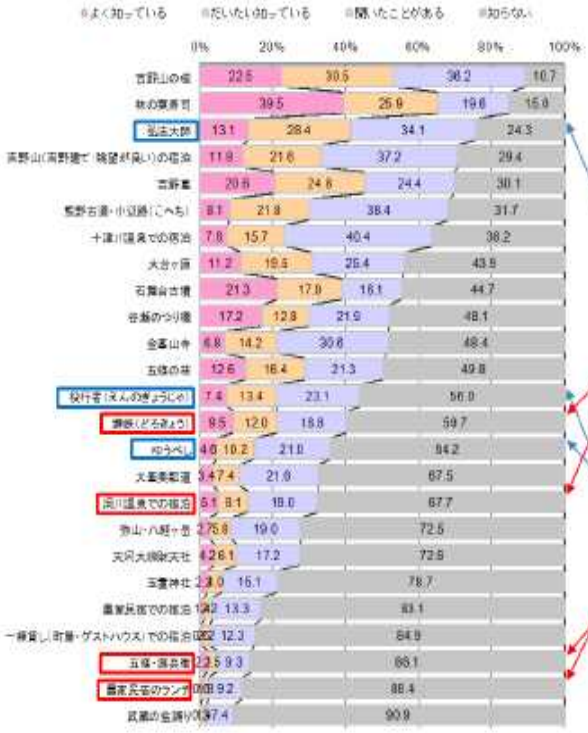

【 興味度 】「興味がある」「やや興味がある」の合計値の高い順
[Q6](n=1,035)

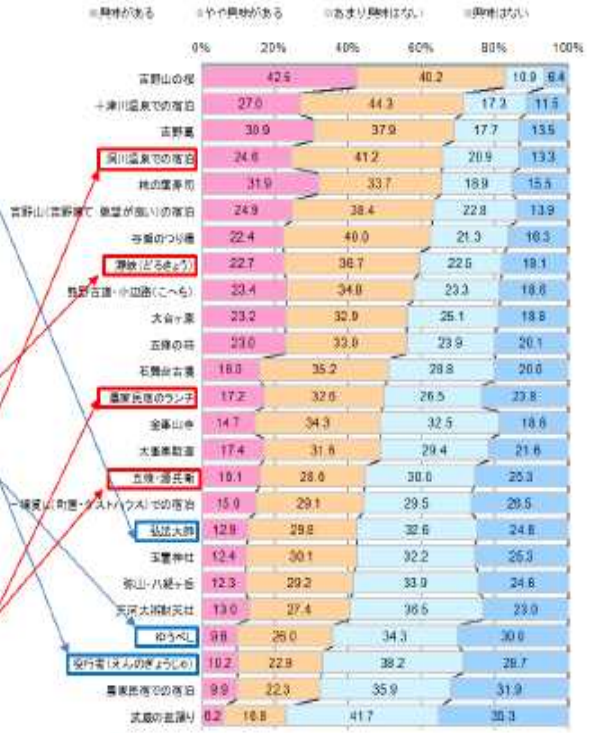

● 奈良県南部GAP調査 ●

(C) Recruit Lifestyle Co.,Ltd.

（オ）交通アクセス

南部地域には近鉄吉野線・JR和歌山線、東部地域には近鉄大阪線が通っているが、大部分の地域において鉄道駅からの距離が遠いことから、移動ニーズに応じた交通サービスを確保することが必要である。

（カ）人口の社会増減

社会増減は、転出数が転入数を年間1,500人以上上回る状況が続いている。地域を維持するためには、転出者を減らし、転入者を増やす必要がある。

全国的に、都市部から農山村地域への移住を希望する人が増えている。しかし、実際に移住するにあたっては、仕事や住まいなどに不安を持つ人も多く、スムーズな移住のためには、地域での暮らしがイメージできるような情報の提供、市町村や地域と一体となった対応が課題となっている。

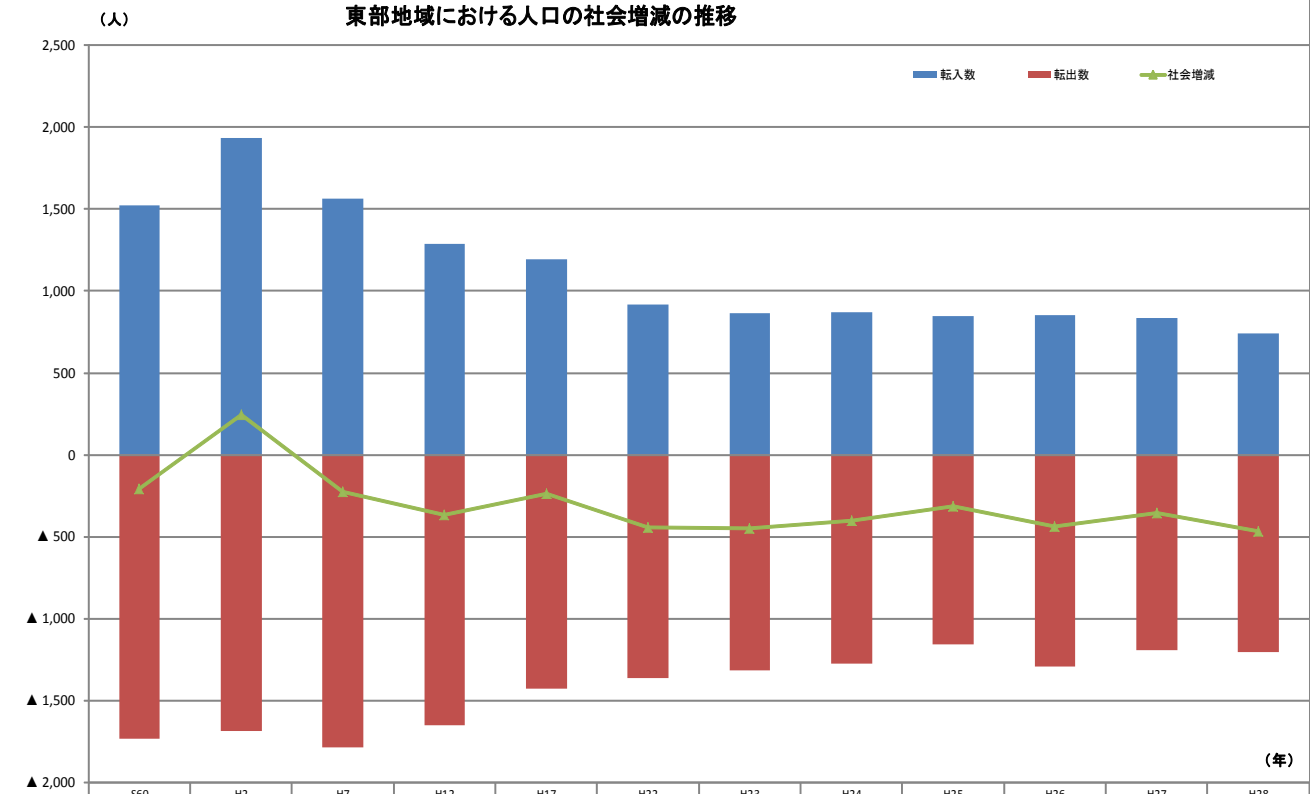

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
転入数	1,522	1,934	1,561	1,285	1,191	915	864	869	845	855	838	739
転出数	-1,731	-1,687	-1,786	-1,649	-1,425	-1,360	-1,314	-1,272	-1,157	-1,289	-1,192	-1,203
社会増減	-209	247	-225	-364	-234	-445	-450	-403	-312	-434	-354	-464

【資料】「奈良県人口推計年報」

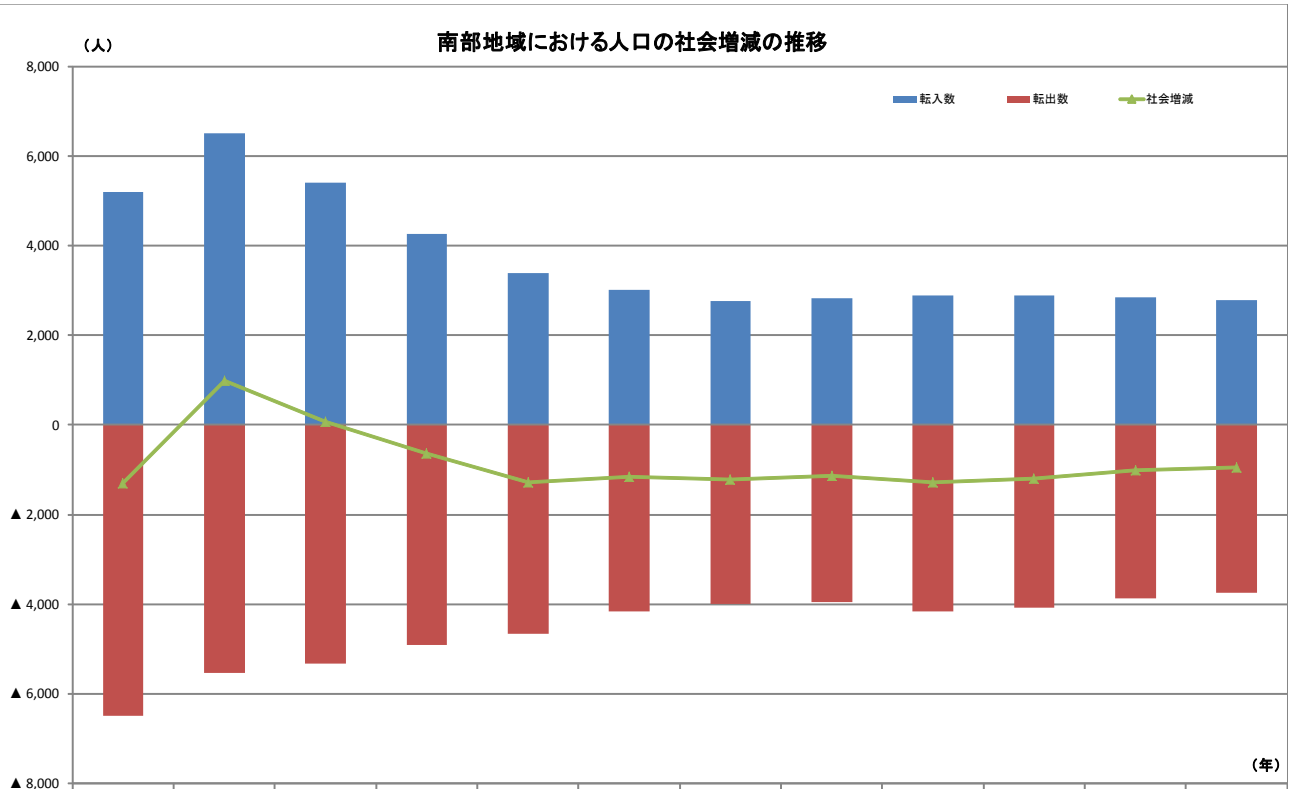

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
転入数	5,210	6,519	5,402	4,276	3,383	3,019	2,762	2,837	2,894	2,900	2,852	2,781
転出数	-6,503	-5,530	-5,337	-4,902	-4,654	-4,173	-3,990	-3,962	-4,164	-4,087	-3,862	-3,737
社会増減	-1,293	989	65	-626	-1,271	-1,154	-1,228	-1,125	-1,270	-1,187	-1,010	-956

【資料】「奈良県人口推計年報」

（キ）産業・雇用の状況

住み続けられる地域とするためには、働く場の確保が必要となる。

かつての主要産業であった農業、林業に従事する者は、大きく減少しており、その活性化が求められている。

そのため林業では、森林を「木材生産林」と「環境保全林」に区分し、それぞれの機能に応じた適切な整備や保全を推進する必要がある。加えて、建築用材だけでなく根元から枝までの全てを製品化する、いわゆる「A・B・C材」全ての活用が重要である。

また、通勤圏内での良好な産業用地の整備と企業立地による雇用機会の創出も必要である。

※「A・B・C材」：木材を品質や用途によって分類する際の名称。A材は柱材等、B材は集成材・合板、C材はチップ・木質ボードとして利用される。

東部地域における産業分類別就業者数

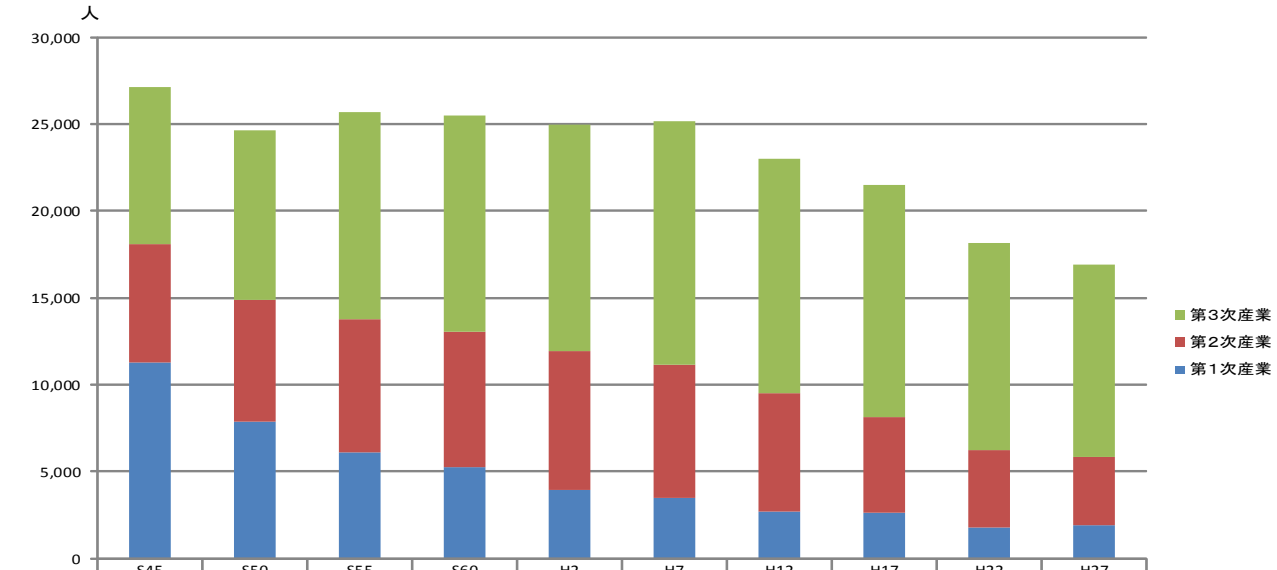

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
第3次産業	9,011	9,726	11,906	12,470	12,980	14,033	13,506	13,346	11,973	11,087
第2次産業	6,852	7,016	7,671	7,826	8,030	7,691	6,821	5,495	4,407	3,917
第1次産業	11,263	7,891	6,107	5,235	3,933	3,464	2,683	2,649	1,799	1,902

資料（国勢調査）

南部地域における産業分類別就業者数

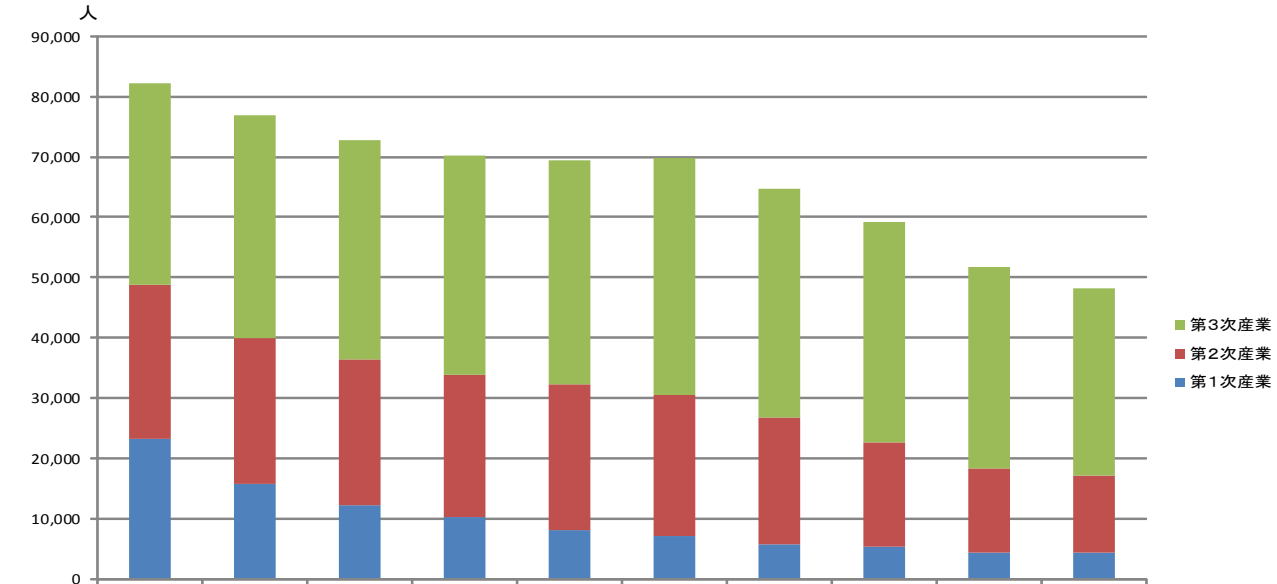

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
第3次産業	33,428	36,972	36,408	36,447	37,206	39,262	37,883	36,636	33,409	31,097
第2次産業	25,555	24,186	24,107	23,535	24,091	23,514	20,954	17,276	13,924	12,816
第1次産業	23,232	15,670	12,215	10,225	8,082	7,077	5,815	5,285	4,300	4,346

資料（国勢調査）

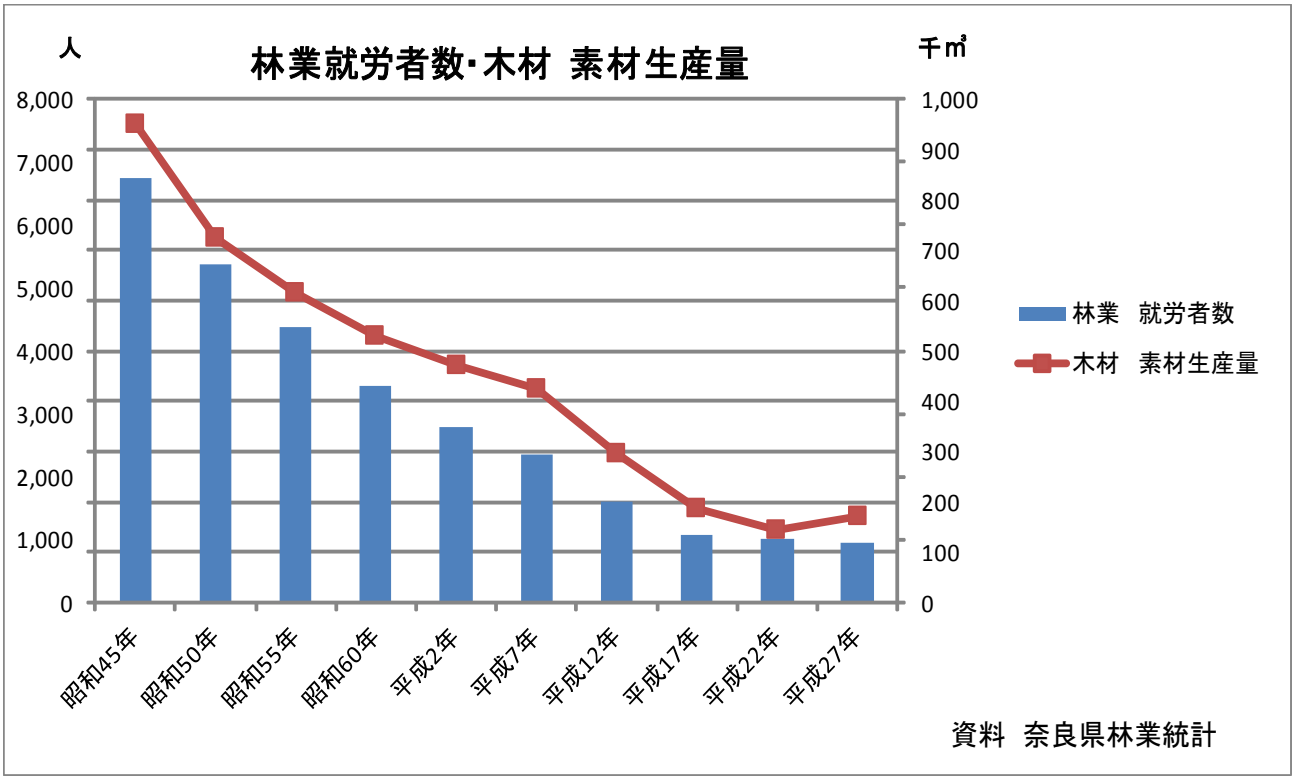

（ク）医療・福祉の状況

広大な南部地域の医療は、公立病院、へき地診療所及び民間医療機関が担っているが、急性期医療については、南奈良総合医療センターが中心的な役割を担っている。

東部地域では、宇陀市立病院、へき地診療所及び民間医療機関が地域医療を担っている。

医療の充実のためには、公立病院を核として、医師確保や救急医療体制の強化等をさらに進めることが必要である。

また高齢化が進む南部東部地域で、安心して住み続けるためには、医療と介護の連携など地域包括ケアシステムの構築が必要である。

（ケ）教育の状況

南部東部地域では、1学級当たりの児童・生徒数が少なく、きめ細かな教育が行われているが、集団での学びの機会が減少している。また、複式学級や学校の統廃合が生じている。そのため、義務教育においては、へき地教育の充実が求められている。

高校教育においては、地域内外から生徒が集まる学校の魅力の向上と、地域の振興に貢献できる人材の育成が求められている。

（コ）道路の状況

山間部の道路は、平野部の道路に比べて、地形的に落石や斜面崩壊等による災害の影響を受けやすいという特徴がある。そのため、災害に強い道路として、「紀伊半島アンカールート」を早期に整備するとともに、道路の防災・減災対策を効率的・効果的に進めていく必要がある。

※紀伊半島アンカールート：京奈和自動車道、近畿自動車道紀勢線、国道168号及び国道169号で形成されている道路ネットワークの呼称であり、その形が船の錨（いかり）に似ていることから「アンカールート」と呼んでいる。

（サ）河川の状況

紀の川水系は、日本一の多雨地帯として知られる大台ヶ原を源としており、大雨による洪水被害が生じやすい地域である。そのため『紀の川水系河川整備計画』に基づき、河川環境の保全等に十分配慮しながら、河川改修を進めていく必要がある。

新宮川水系においては、紀伊半島大水害以降も頻発する豪雨や洪水によって、河道内に大量の土砂が堆積しており、その土砂を除去することが必要である。

淀川水系では、河道の流下能力が不足している区間があり、洪水による浸水被害が度々発生している。そのため、『淀川水系河川整備計画』に基づき、河川環境の保全等にも十分配慮しながら、河川改修を進めていく必要がある。

（シ）紀伊半島大水害による被災施設の復旧の状況

平成２３年９月の紀伊半島大水害により大きな被害を受けた道路、河川等の復旧は、平成２６年度までの「集中復旧・復興期間」内に概ね完了したが、一部の継続する復旧工事については、引き続き、着実に進めていく必要がある。

②北西部地域

（ア）人口の状況

東部地域、南部地域のほとんどの市町村の人口は、昭和３５年以降ほぼ一貫して減少し続けてきたのに対し、北西部地域では、平成２年に人口のピークを迎えており、急激な人口減少を呈するのは平成７年以降である。

（イ）ポスト・ベッドタウン

本県の東西の幹線鉄道であるＪＲ大和路線、近鉄奈良線・近鉄大阪線沿線は、従来から大阪への通勤圏内として認識されてきた。県北西部に位置する市町村であっても、三宅町のように先の東西幹線鉄道の支線に最寄駅を有する市町村では、当該最寄駅から大阪の中心部の駅（天王寺、難波）までの所要時間が１時間程度とかかるものの、なおベッドタウンとしての開発が進められてきたところである。

しかしながら、民間企業による最近の調査では、東京・大阪圏に勤務する人の平均通勤時間は、ドア・ツー・ドアで１時間程度であり、理想の通勤時間は３０～４５分となっている。

幹線鉄道の支線に最寄駅を有することは、通勤時間において不利な状況にある。

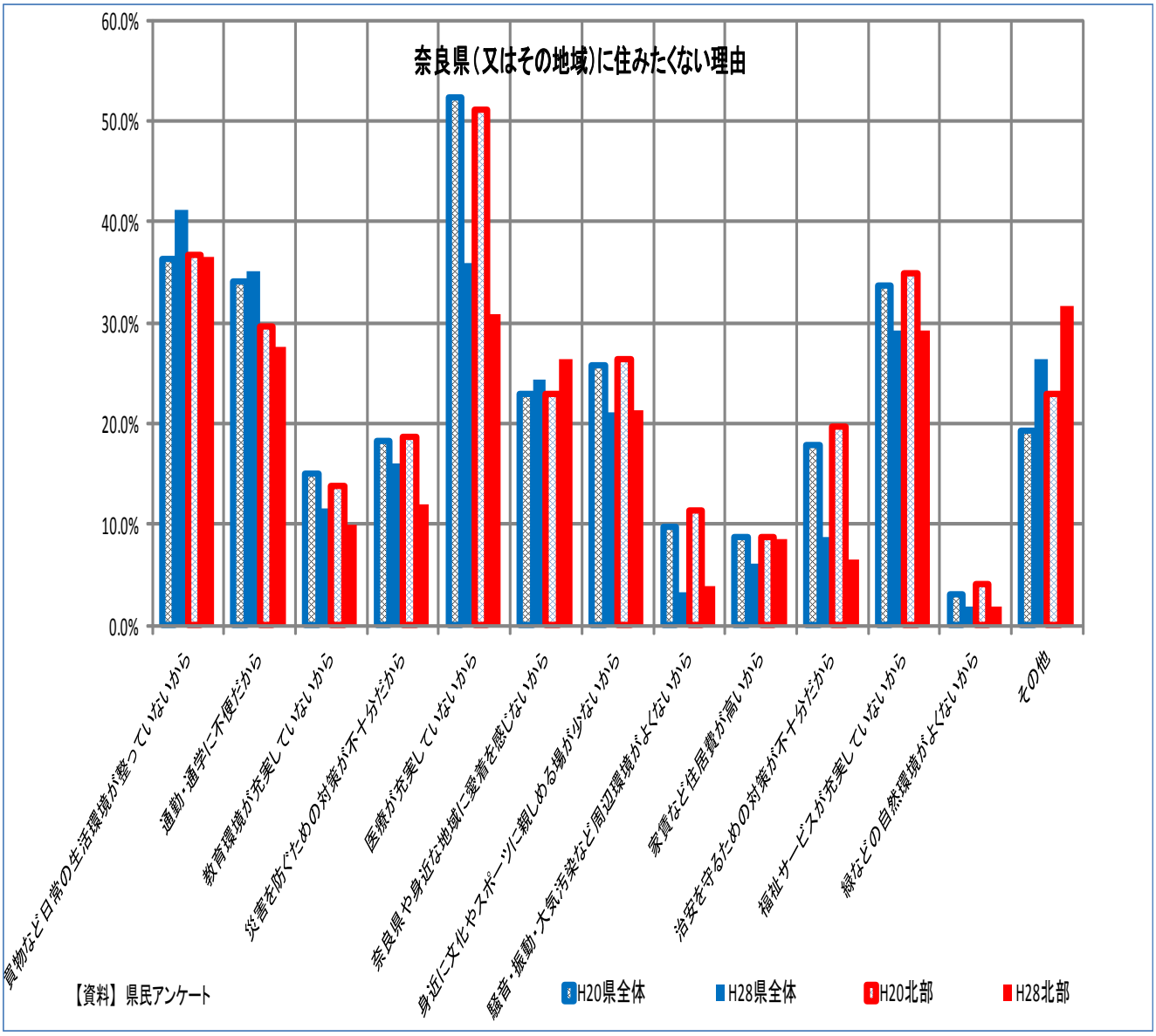

（ウ）京奈和自動車道の整備

一方で、道路網では京都－奈良－和歌山を結ぶ京奈和自動車道の整備が着々と進められており、三宅町最寄りには「三宅ＩＣ」が整備済みであり、企業誘致などへの活用を図る必要がある。

（エ）地域への愛着心の状況

本県が平成２０年度から実施している「県民アンケート」では、「奈良県（又はその地域）に住みたくない」又は「分からない」と回答した人のうち、その理由に「奈良県や身近な地域に愛着を感じないから」という項目を選択した人は、県全体でＨ２０：２３．０％→Ｈ２８：２４．３％と微増、三宅町が属する「北部」ではＨ２０：２２．９％→Ｈ２８：２６．４％と悪化している。

２　過疎地域自立促進の基本的方向

（１）分野別の基本的方向

地域の現状と課題に対応するため、「頻繁に訪れてもらえる地域になる」「住み続けられる地域になる」という目指す姿を共有しながら、次のような取組を行う。

①観光資源となる地域資源の発見と創出
②地域の魅力を多くの人に知ってもらうための情報発信
③実際に地域を訪れてもらうための仕掛けづくり
④働く場所づくり
⑤暮らしやすい地域づくり
⑥災害に強いインフラの整備
⑦移住の推進

これらの取組により、観光入込客、宿泊客数を増加させ、人口の社会増減をプラスにすることを目標とする。

なお、取組の実施にあたっては、県と市町村、または市町村間の連携・協働の取組である「奈良モデル」を積極的に推進することにより、行政運営の効率化に資すると共に地域の活力の維持向上を図るものとする。

①観光資源となる地域資源の発見と創出

地域の自然景観、歴史的文化遺産、そして郷土料理など、魅力的な観光資源となる地域資源を発見するとともに、それぞれの地域特性に合った新たな観光資源を創出する。

②地域の魅力を多くの人に知ってもらうための情報発信

県内や近畿府県、さらには首都圏等における認知度を向上させるために、旅行雑誌や旅行サイト、動画サイトを活用した観光情報の発信や域内情報誌の発行、交通機関等とタイアップした観光キャンペーンを実施する。

③実際に訪れてもらうための仕掛けづくり

関心を持った人々に、実際に地域を訪れてもらうため、スポーツイベント・音楽芸術イベントなど地域資源を活用したイベントを開催する。

④働く場所づくり

地域で生活し続けていくために必要な働く場を確保するため、農畜水産物のブランド化・生産拡大の推進、林業・木材産業振興の推進、企業誘致の推進を図る。

加えて地域性を活かしたスモールビジネスの創業に取り組む。

⑤暮らしやすい地域づくり

地域で暮らし続けるために必要な環境を整えるため、健康・医療・介護・福祉・教育の充実、移動手段の確保を図る。

⑥災害に強いインフラの整備

災害に強く、安心して暮らせる地域にするため、紀伊半島アンカールートの整備を促進するとともに、土砂災害対策の推進、山地災害の予防と復旧などに加え、南海トラフ巨大地震等による大規模災害発生時に、県内はもとより津波による甚大な被害が想定される沿岸部を有する近府県への支援にも対応するため、ヘリポートを併設する陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致を進めるとともに、備蓄倉庫・ヘリポート等を備えた県の広域防災拠点の整備を図る。

⑦移住の推進

現役世代（アクティブシニアを含む）を中心に、都市部から地域への移住を促進するため、移住を受け入れる仕組みづくりや拠点整備を図る。

（２）地域別の基本的方向

計画対象地域は、それぞれの地域ごとにその状況を異にしており、過疎対策の方向もまたそれぞれ地域の実態に適合したものでなければならないため､次のとおり地域別の基本方向を定める。

①北西部地域

先に記述したように、大阪への通勤圏としての当該地域の魅力は低下している。一方で京奈和自動車道の整備に伴い産業地としての価値は向上していることから、ＩＣ周辺での産業集積を図っていく。併せて革製品製造業などの有力な地場産業の振興を図る。職住接近は、仕事と子育ての両立や働き方改善の面からも重要な観点であり、この地域で暮らすことの魅力づくりにも繋げていく。「住」の確保については、空き家の活用を促す施策の展開など既存のストックの活用を図る。

一方、地域への誇りや愛着を育む学びは、若者の県外流出を通じた人口の社会減を抑止する観点から、また、通学や通勤で一旦転出した住民のＵターンを促す観点からも重要である。そのため、学校教育のみならず、各種講座・イベントの開催を通じた生涯教育としての取組の充実を図る。また郷土愛の醸成には、人とのつながりが重要であることから、地域行事への参加や世代間の交流の機会の充実を図る。

②東部地域

この地域は比較的なだらかな高原状の地勢を有し、冷涼な気候と豊かな自然環境に恵まれた地域であり、近畿圏と中京圏の中間に位置し、それらを結ぶ広域幹線道路や鉄道が圏域を通過していることから、都市部との時間距離が比較的短い。

そこで、本地域では、そうした恵まれた地勢を活用した条件整備により、新たな産業立地を誘発するとともに、商業・サービス業等の集積により豊かな自然環境の中で良好な居住機能を提供し、職住近接型の生活圏の形成を図る。

また、近畿圏の都市住民が手軽に余暇を過ごせる観光レクリエーションゾーンとしてゆとりとやすらぎのある地域整備を図っていく。

そのために、今後とも生活基盤の整備により、住みよい居住環境を整備するとともに、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、観光交流の推進など、都市との地域間交流を推進するとともに、観光交流拠点のネットワーク化を進める。

産業の振興については、高原の特性を活かした農業を振興するため、国営総合農地開発事業で造成された農地を中心に、茶、野菜、花き等の生産や畜産技術センター「みつえ高原牧場」を拠点とした大和畜産ブランドの生産振興を図る。

また、重視すべき機能に基づく区分に応じた森林の整備と保全を行うとともに、県産材の安定供給と利用促進による林業の振興を図り､地場産業の育成や新たな地域産業の創出を進める。

③南部地域及び南部地域と同様の課題を抱える地域

本地域のうち、吉野川（紀の川）沿いの北部平坦地域は圏域の産業活動の集積拠点であり、農業や商工業とともに緑に囲まれた居住空間としての機能を備えた地域である。

また南部山間地域は、吉野・熊野の雄大な山岳地帯に代表される恵まれた自然環境と、豊かな森林資源、水資源を有し、古くから有数の林業地帯として栄え、また「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された大峯奥駈道、熊野参詣道小辺路に代表される歴史文化資源にも恵まれた地域でもある。

御所市やテクノパーク・なら工業団地、はじかみ（薑）工業団地などが、南部地域を含めた広域での雇用機会の確保・拡大、若者の定住促進の一翼を担っている。また、京奈和自動車道御所ＩＣ周辺での産業集積地の整備の外、今後も、道路整備の進捗に合わせて産業用地の確保を検討するとともに､この地域の企業立地環境を積極的に県内外の企業にＰＲすることにより、企業立地の促進を図る。

また、国営総合農地開発事業で造成された農地を中心に、合理的な土地利用による、柿、ウメ、ナシ等の果樹生産及び酪農、養豚、養鶏等畜産の振興を図る。

南部の吉野山間地域においては、森林の重視すべき機能に基づく区分に応じた整備と保全、林内路網の整備、機械化の推進による生産性の向上及び労働環境の改善等による担い手の育成に努め、基幹産業である林業の活性化を推進する。また、これら地域の特色ある森林資源を活用し、森林の整備（立入利用）や良好な景観を眺める（眺望活用）等による地域づくりを推進する。

さらに、自然環境を活用したニホンミツバチや、イノシシ等の特用畜産の振興や、恵まれた水資源を活用した内水面漁業、養殖業の振興とともに観光漁業を推進する。

加えて、京奈和自動車道の整備に伴い、大阪・京都・名古屋などの大都市圏や関西国際空港からのアクセスが飛躍的に向上することから、豊かな歴史文化遺産、日本遺産、世界遺産を活用した広域周遊ルートの設定などにより、１年を通じて訪れてもらえるような観光地としての魅力を向上させる。

また、南部の活性化を目的として建国した「吉野・高野・熊野の国」による広域観光ルートの開発、訪れる利用者にわかりやすい観光情報の提供など、利用者の視点に立った取組を行うほか、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等による観光交流の推進など、都市との地域間交流を積極的に図るとともに、観光交流拠点の広域的なネットワーク化及び観光レクリエーションゾーンの形成を図る。

３　施策の選択と集中等

急激な人口減少に至った原因は、それぞれの地域によって異なることから、地域の現状を踏まえた効果的な施策を優先順位を定めて実施していく。

その際、県と市町村の連携・協働の仕組みである「奈良モデル」を推進するとともに、地域住民・ＮＰＯ・企業など幅広い分野の参画を募る。

また、市町村の総合計画や県の各種計画における事業実施状況との整合を図る。

Ⅱ　分野別取組方針

各分野における取組の方針及び具体的な取組は、以下のとおりである。

１　産業の振興

（１）産業振興の方針

若年者の定住を促進し、地域の自立促進を図るためには、産業の振興による安定した就業機会及び所得の確保が、最も重要な課題である。

そのため、今後とも関連する諸計画と連携を図りながら、

◇バイオマスの利活用をはじめ、バイオ技術体制の確立、機械化の推進、情報発信の充実等による農林業の振興

◇地域の特性を活かした特産品の開発・育成による地場産業の振興と地域内企業の育成・支援、産業資源の積極的な活用

◇工場、研究所及び物流施設の立地拠点の設定、周辺立地環境の整備などによる計画的な土地利用の推進に加え、情報提供の充実、融資や税制上の優遇措置等の活用による良好な産業用地等への企業立地の促進

◇地域の特色を活かした商店街づくり等の支援

◇少子化の進行による我が国全体の人口減少が予想されるなか、交流人口の増加と交流を軸にした産業振興を図るため、地域の多様な資源を活用した観光関連産業の振興

を推進するとともに、

◇後継者不在による家業の廃業を回避するための後継者のマッチング

◇農林業後継者対策をはじめとする人材の確保・育成

◇働き方改善による魅力ある企業づくり

を図り、通勤圏内での雇用機会の創出とＵＩＪターンを促進する。

（２）農林水産業の振興

（ア）農業の振興

「奈良県プレミアムセレクト」などマーケットニーズに合った県産農畜産物のブランド化を図るとともに、農業経営のコスト削減に取り組み、農業経営の向上を図る。

また、「なら食と農の魅力創造国際大学校」による人材養成と奈良の農と食の魅力の発信により、県産食材の需要を喚起するとともに、農産物直売所などの多様な販路開拓を推進し、農業の６次産業化も視野に入れた地域農業の活性化を図る。

さらに、意欲ある担い手の育成と農外からの新規参入も含めた新規就農者の確保に努める。

特に、南部地域の柿等の果樹、切り枝等の花き、東部地域の茶、野菜、花き、北西部地域の野菜、その他酪農や肉用牛等の畜産について、県が重点的に推進する品目として選定したリーディング品目やチャレンジ品目等を中心に、高品質化、高付加価値化に向けた農業の振興を図る。

研究・普及においては、新技術や新品種の開発、現場への素早い普及などにより、県産農畜産物のブランド化やコスト削減などの生産性の向上を図る。

さらに、県土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の観点を踏まえ、適切な農業生産活動等の継続を支援するとともに、耕作放棄地の解消と農地マネジメントによる農地の流動化を円滑に推進し、農業経営の基盤としての農地の有効活用を推進する。

また、農業経営の安定を図り、営農意欲を喚起するため、イノシシやシカ、サルなどの鳥獣害対策に対する取組を推進するとともに、捕獲獣の食肉等への有効活用を図る。

（イ）林業の振興

平成２２年４月１日施行の「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」に基づき、森林の植生状態、立地条件、地域の特性などを勘案し、重視すべき機能として「主に木材生産機能を発揮すべき森林」と「主に環境保全機能を発揮すべき森林」の２つに区分して、それぞれの目的に応じた施策の実施により森林づくりを推進する。

一方で、森林の持つ「生産」・「防災」・「生物多様性」・「レクリエーション」の４つの機能に配慮した新たな森林環境管理制度の導入に努めるとともに、森林の多面的機能についての理解と関心を醸成するため、森林に関する環境教育の推進及び、森林づくりに係る協働の推進に努める。

林業・木材産業については、提案型施業の推進や高性能林業機械の導入、奈良型作業道など林内路網の整備等による素材生産コストの低減を進めて県産材の安定供給を図るとともに、需要者ニーズに応える木材・木製品の生産と供給による利用促進を図り、「高級材を選んで出す林業」から「Ａ･Ｂ･Ｃ材全てを搬出して多用途に供給する林業」への転換に努める。また、意欲的な林業事業者や多様な林業就業者の育成・確保に努める。

さらに、森林資源の総合的な活用や都市と山村との交流の促進により、山村地域の活性化に努める。

また、「森林環境税」の活用により、森林の公益的機能の持続的な発揮と森林経営に寄与する森林技術者（森林管理者・森林作業員）の雇用の確保等に努める。併せて、管理放棄された森林の活用を進めるため、森林の流動化を目的とした税制改正などを国に働きかけていくとともに、公的関与による管理手法について検討を進める。

（ウ）水産業の振興

水産業については、豊富な水量と清流に恵まれた河川、ダム湖を利用した内水面漁業・養殖業の振興を図るとともに、水産資源の保護・培養及び環境保全の重要性等を啓発する。このため、安定した種苗供給体制の確立及び親しみのもてる内水面漁業としての施設の整備を図るほか、漁場の周年利用化と観光漁業を推進する。

さらに、自然環境と内水面の水産資源を活用した地域づくりを進め、遊漁者等との交流を促進することにより、地域の活性化を推進する。

また、カワウの食害による被害を軽減するための取り組みを推進する。

（３）地場産業の振興

地場産業の振興は、地域の恵まれた資源を活用し、地域住民の所得の安定、雇用の場の確保などを図るうえからも、極めて重要である。

最近、各地域において、未利用資源、特産物及び地域の技術を活用した新たな産業が芽生えつつあり、地域の特産品である柿を利用した柿酢、あんぽ柿等の加工品製造、新たな技術開発による柿渋の利活用、淡水魚のアマゴ等の加工、未利用資源である間伐材に技術を生かした小径木加工、素麺生産等が行われている。また、革製品製造事業者、毛皮革のなめし事業者やサンダル等の履物製造事業者などは、新技術やデザイン開発などに積極的に取り組んでいる。

今後、これら地域住民の創意工夫による地域産業の創出を促進し、地域内の産業、施設、特産品等について情報発信するなど事業協同組合や商工会等が行う地域産業の振興に対し、積極的な支援を図る。

また、「奈良県中小企業振興基本条例」及び「奈良県小規模企業振興基本条例」に基づき、市町村とも連携のうえ、地域内の企業について適宜ニーズ等を把握し、新事業展開、産学連携、経営革新、規制緩和など様々なメニューにより積極的に育成・支援することにより、企業の事業拡大や規模拡張を促進する。

（４）企業立地の促進

現在、大和平野地域では約２０の工業団地が、南部地域では、五條市に「テクノパーク・なら工業団地」や「北宇智工業団地」等が整備され、東部地域では名阪国道沿線を中心に工場集積が図られている。

また、京奈和自動車道の整備が進むに伴い、大阪、京都、名古屋など大都市圏へのアクセスが飛躍的に向上し、企業用地としてのポテンシャルがさらに高まることから、既存工業団地の未分譲区画の解消を図るとともに、利便性の高いインターチェンジ付近での産業用地の確保について検討を進め、既存工業団地と合わせて産業集積を進めることで、雇用の機会の増大と若年者の定住を促進し、地域経済の活性化を図る。

また、企業の立地を促進するための情報提供を行うとともに、立地する企業に対する補助制度や融資制度及び税制上の優遇措置等の活用促進を図る。

（５）起業の促進

中小企業の創業を促進するため、奈良県産業振興総合センターを中心に(公財)奈良県地域産業振興センター、奈良県よろず支援拠点、商工会等の支援機関との連携の下、諸施策を推進する。

具体的には、(公財)奈良県地域産業振興センターにおいて、相談、経営診断、助言、情報提供などのワンストップサービス型の支援を行うとともに、新規創業者向けの資金を確保する。

また、過疎地域の地域資源を活かした起業を促進するため、ビジネスプランの作成・販売開拓支援の充実など、切れ目のない支援を行う外、製造業、農林水産物等販売業、旅館業等の起業を促進するため税制上の優遇措置等の活用策を講じる。

（６）商業の振興

過疎地域の多くでは、消費者が少ないこと等の理由から大規模な商店等が発達せず、加えてさらなる過疎化の進行が地域の商業機能の衰退に拍車をかけている。

商業機能は地域での生活にとって不可欠であるとともに、雇用の場という観点からも重要であることから、地域住民の需要にマッチした商業機能の創出と、地域の特色を活かした街づくりの観点からの商店街の活性化が必要である。

そのため、県、市町村、商店街、住民等による協議会を設置し、商店街の立地環境等の現状分析と活性化策の検討を行うとともに、地域の消費者に支持される商店街づくりのための活性化計画の策定と活性化事業の展開を重点的に支援する。

また、空店舗の活用や賑わいの創出に向け、チャレンジショップの設置や農産物直売所の誘致などの取組について、市町村等と連携して推進する。

（７）観光・レクリエーション

本県は、世界に誇れる歴史文化資源や雄大な自然資源等を有している。そこで、これらの地域の観光資源を点で捉えるのではなく、周辺の観光資源と連結させテーマ性や物語性を持たせてルート化することにより、昨今の多様化する観光ニーズ（参加体験型・個人化等）に対応した魅力

ある観光メニューを創出し、リピーターの拡大や新規ビジターの開拓を進める。
　また、地域経済に大きなインパクトを与える「滞在型・宿泊型観光」を推進するための広域観光ネットワークを構築し、観光関連産業の振興による地域住民の所得の安定、就労機会の増大を図る。
　そのため、雑誌や大手旅行サイトとのタイアップや動画発信により、魅力ある観光情報を発信するとともに、地域の魅力づくりを図る市町村や民間の取組を支援し、「その地域でしかない」オンリーワンの魅力を創出し、観光交流を推進する。
　特に、農家民宿開業支援やグリーン・ツーリズム、エコツーリズムへの取り組み、道の駅等におけるドライバー向けの観光情報の発信、京奈和自転車道の整備等による自転車の利用促進、平成２２年に建国した「吉野・高野・熊野の国」における事業推進、明日香をはじめとする奈良全体の歴史展示の基本方針等の策定など、地域の魅力ある資源を活かした着地整備や商品造成を支援する。
　併せて、来訪者に応じた観光情報の配信や周遊マイレージポイントの導入等のＩＴ技術を活用したマイカー向け周遊観光促進の施策について検討を行う
　また、道の駅やサービスエリアなど各種の交流拠点施設や国立・国定公園施設の整備及び活用による観光レクリエーション拠点の形成やネットワーク化を図るとともに、奈良盆地周遊型ウォークルートの整備や地域の豊かな自然や歴史文化を活かした新たな宿泊施設の創出を積極的に推進するなど、周遊型・滞在型の観光や、広域エリアでの交流を促進する。
　さらに、南阪奈道路や京奈和自動車道により、関西国際空港から本県過疎地域へのアクセス改善が図られるなか、近隣府県や民間事業者と連携し、外国人観光客を地域へと導く仕掛けづくりを行うことによって、通過型観光からの脱却を図り、滞在時間の増加に努める。
　このほか、各地域には、大和野菜や果実、畜産物等の地域食材が多数あることから、これらを活かした「奈良のうまいもの」づくりを引き続き推進するとともに、オーベルジュの設置など「食」の集客力に着目した魅力向上に取り組む。また、地域資源等を活用して、新しい魅力ある土産物の開発・研究により、奈良の魅力を発信し、当該地域の産業の振興に寄与する。

（８）スモールビジネスの創業、家業の継承

　京奈和自動車道やそのアクセス道が整備されてもなお、大都市へのアクセス時間において不利な地域や企業用地の確保が困難な地域においては、地域の歴史文化、自然環境や農林水産品を活かしたスモールビジネスの創業に取り組む。取組みにあたっては、民間企業・団体のアイディアやノウハウを活かしつつ、行政と起業予定分野において先行する民間事業者とが協働で、起業者を支援する体制を整備する。
　また、生業として成り立っているにも拘わらず、後継者の不在を理由として廃業を検討されているケースが散見されることから、それぞれの家業を地域での生業ととらえ、後継者のマッチングや事業の受け皿の整備など家業の継承に取り組む。

２　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

（１）交通通信体系の整備等の方針

　東部地域及び南部地域の過疎地域においては、主要な交通手段が自動車であるため、道路整備が重要課題のひとつであるが、県土を縦断している幹線道路においても、未だに自動車同士のすれ違いが困難な箇所が数多く残されている。また、落石や崩土による通行止めも多く箇所によっては、迂回する道路もないことから、来訪者だけではなく、地域住民の生活にも大きな影響を与えている。
　このため、平成２６年７月に策定した「奈良県道路整備基本計画」に基づき、東部地域、南部地域を含む骨格幹線道路ネットワークの形成及び目的志向を明確にした道路整備を推進する。
　また、安心・安全な交通機能の確保を図るために、「なら安心みちネットプラン」に基づく道路の防災対策や、「奈良県みんなでつくる交通安全対策プラン」に基づく交通事故対策、「奈良県橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋梁の長寿命化に取り組む。
　さらに、観光振興を強化するため、ドライバー向けの周遊観光を促進し、分かりやすさを重視した観光案内板や標識の整備、NEXCO西日本との包括協定に基づくサービスエリア等におけるドライバー向け観光情報の提供を図るとともに、まちなみや自然など、周辺の景観資源に配慮した道路空間の形成にも取り組む。
　なお、東部地域、南部地域と都市との間には、携帯電話などの分野で依然として情報通信格差が存在しているため、これらの是正に努め、また、今後の高度情報化の進展も視野に入れ、生活や産業の質的向上を実現するための情報通信機能の強化、地域情報の発信及び行政手続きのオンライン化を図っていくとともに、防災行政通信ネットワークシステムを有効に活用できるよう努める。

（２）国道、県道及び市町村道の整備

地域間の交流を促進するとともに、地域の生活基盤を支え、活力ある奈良県づくりを進めていくためには、骨格幹線道路ネットワークの形成は極めて重要である。

県の南北の基軸となる京奈和自動車道については、事業主体である国に対して計画的な整備・供用を働きかける。また、京奈和自動車道と接続する国道１６８号、国道１６９号、国道３０９号などの幹線道路については、特に南部地域の振興を図る上で必要不可欠な路線であるが、これらの路線には、依然として災害に脆弱で、自動車同士のすれ違いが困難な箇所が存在する。このため、「選択と集中」により重点的に整備を進め、安全安心な交通機能の確保を図る。

さらに、道路の防災対策については、「なら安心みちネットプラン」に基づき、斜面の崩落の発生箇所やその兆候を有する箇所を早期に発見し、このような箇所を最優先に緊急対策を行うとともに、崩落で道路のネットワークが遮断されることがないように、迂回路のない幹線道路の対策にも計画的かつ重点的に取り組む。

また、万が一斜面の崩落が発生した場合でも、地域の生活・経済への影響を出来るだけ少なくするよう、災害が発生してから原則３日以内に迂回路を確保できるよう体制の整備、充実を図る。

このほか、交通安全対策を、効率的・効果的に実施するため、警察などと連携して策定した、「奈良県みんなでつくる交通安全対策プラン」に基づき、交通安全施設の整備を進める。特に用地買収等を伴わない速効対策については、早急に対策を実施する。

同プランにおいては、実施した対策の効果・検証を随時行い、結果公表とともに対策案の追加や改良を行う等、評価改善を重視して取り組むこととしている。

老朽化する道路橋の補修については、「奈良県橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、従来の「事後保全」から「予防保全」型維持管理へ方針転換を図り、安全・安心な道路ネットワークの確保に向け、計画的に補修・補強を進める。

併せて、市町村管理の橋梁についても予防保全型維持管理を進めていくため、市町村が実施すべき事務を県が担当する「垂直補完」により、橋梁点検や橋梁長寿命化修繕計画策定など、市町村に対する支援体制の充実を図る。

（３）農道及び林道の整備

（ア）農道の整備

農産物・農業用資材の流通の改善と生活の利便性に資する農道網の整備を通して、農業の振興と農村地域の活性化を図る。

このため、優良な営農団地の流通改善、及び直売所の開設や観光案内などと一体的に農村地域の振興を図るため、一般農道等の整備を県営事業として重点的に推進しているところであり、継続地区の早期完了を図るなど、計画的で効果的な農道の整備を進める。さらに、基幹的な農道に接続する小規模な農道整備についても整備を促進する。

（イ）林道の整備

林業を主産業とする対象地域にあって、林道は林業経営及び森林管理上での基幹となる施設であるばかりでなく山村地域の生活環境の整備及び観光の振興にも重要な役割を担っている。

このため、現在、対象地域における自然景観及び歴史性にも配慮しながら林道網の整備を進めており、平成２７年度末現在で、林内路網密度は、15.3m／ｈａ（県全体では17.8m／ｈａ）に及んでいるが、さらに林道網を拡充し、林業生産基盤の整備と地域社会の振興を図る必要がある。また、今後は県産材の安定供給のため、高性能林業機械の導入や作業道・作業路等の整備と合わせた路網整備による一体的・効率的な施業を確立することに重点を置き、新規路線の選定と既設林道の改良、舗装等を検討、実施する。

このためにも、地域として早急に実施する必要がある広域的基幹的な路線については、県営事業として重点的な整備を推進するなど、計画的で効果的な林道の整備を進める。さらに、小規模な林道についても整備を促進するものとする。

（４）交通確保対策

過疎地域においては、地域住民、特に高齢者等の日常生活に必要な移動手段の確保が重要であり、幹線系統バス路線や地域内フィーダー系統バス路線の維持・確保、ノンステップバスの導入促進に取り組んできたところである。今後も引き続き、国庫補助制度の活用を図るとともに、県の補助制度や県と奈良交通株式会社等との連携協定に基づき公共交通の利便性向上に努める。

また、平成２８年３月に策定した「奈良県公共交通基本計画」に基づき、

・まちづくりや保健、医療、福祉、教育、観光、産業等に係る施策との連携
・公共交通の利用環境の整備
・公共交通のソフト面での利用促進
・市町村との連携・協働

などを進めるとともに、新たな交通サービスの実現やそのサービス構築の方策等について検討を行う。

さらに、本計画等を踏まえ、地域住民の交通利便の確保・向上方策を検討する市町村を支援するため、コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー等の優良事例の紹介、計画策定や実証運行、事業実施等に対する財政的支援や技術的アドバイス、過疎対策事業債を含めた財源措置の活用に

ついての情報提供を行うことにより、地域における持続可能な公共交通の維持・確保が図られるよう努める。

（５）電気通信施設の有効活用

過疎化の地域における情報通信基盤の整備は､地理的条件による距離・時間等の問題を克服し、日常生活はもとより、産業面、教育面等の分野で変革をもたらし、新たな可能性を切り開く手段として期待されている。

本県においては、平成１５年から県等が出資する第３セクターにより、高速大容量通信が可能な山間地域１７市町村のＣＡＴＶ網の整備を進め、平成２２年度に全域の整備が完成した。この通信基盤によりインターネット環境の改善、テレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送への円滑な移行が達せられた。今後は、山間地域の安全・安心の確保、交流及び地域振興等に有効に活用できるよう市町村及び第３セクターとともに活用方策についての検討を進める。

また、携帯電話については、災害時等における緊急連絡の手段としての有用性も認識されており、その社会的重要性は従来にも増して高まっている。本県においては平成９年度から過疎地等における移動通信用鉄塔施設の整備を推進し、すでに東部地域及び南部地域の人口に対するカバー率は99.8％を超えているが、一部の小集落の地域において不感地が残ることから、引き続き、国、通信事業者、市町村と調整を図りエリア外地域の解消に努める。

（６）情報通信ネットワークの有効活用

クラウドサービスやスマートフォンの急速な普及など情報通信技術の急速な進展により、行政サービスや住民生活を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、特に東部地域及び南部地域においては、都市部との格差の解消に、情報化の果たす多面的な役割が期待されている。

行政分野においては、国・県・市町村を接続している｢総合行政ネットワーク｣と県内全市町村を接続する｢防災行政通信ネットワークシステム｣が稼働している。

また県独自に、県・市町村等を接続する全県的な高速情報通信基盤である「大和路情報ハイウェイ」を平成１６年度から運用を開始し、平成２８年度に東部地域及び南部地域において異経路によるバックアップ回線を整備し、災害時においても情報通信が途絶しない信頼性の高い情報ネットワーク基盤の運用を行う。

民間向けのサービスとしては、都市型ケーブルテレビ網の活用により、概ね全県でブロードバンド環境の整備が完了していることから、今後、行政・医療・福祉・防災・教育等さまざまな分野において住民サービスの向上を図るとともに、企業誘致や起業の促進につなげていく。

（７）地域間交流の促進

日本の総人口が減少するなか､他の地域との交流を進め､交流人口を増加させる施策の実施は、経済的、社会的、文化的な面で大きな効果をもたらすものであり、過疎地域の活性化及び自立の促進を図る上で重要である。

また、地域が有する美しい景観や豊かな自然環境、独自の伝統文化、生活様式など、その魅力を再評価する動きがあることは、こうした施策の実施に追い風となっている。

そのため、地域資源の発掘・再評価や誇りある魅力的な地域づくりを推進するとともに、首都圏でのフェアの開催、旅行雑誌を活用した積極的な情報発信を行う。

併せて、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、地域産業や伝統産業を活用した参加・体験型のイベントを開催する外、現地での分かりやすい観光案内板や来訪者の視点に立った案内標識板等の整備を推進する。

実施にあたっては、県・市町村の協働の外、紀伊半島三県で構成する｢吉野・高野・熊野の国｣や都市部との友好都市提携など、県境を越えた広域的連携体制を整備する。

（８）移住の促進、空き家の整備・活用

本県の過疎地域の活性化を図るためには、まず、都市部から多くの人に「頻繁に訪れてもらう」ことが必要である。

訪れる人が増えることは、訪れた人の消費により地域経済が活性化（「しごと」の確保）するとともに、そこで住もうと考える人の増加につながる。

このため、まずは、地域を知ってもらうための情報発信を行うことで、地域の認知度を向上させるとともに、様々な移住関連施策に取り組んでいくことで移住を希望する人の選択肢を広げ、移住を進める。

加えて、東部地域や南部地域には、空き家等が多く、集落機能の低下がさらなる人口減少を招くなど悪循環に陥っており、集落の維持にはその活用が重要である。

過疎地域において転入者を増加させるためには、空き家等の整備・活用が不可欠である。

空き家については移住希望者の住居として整備することはもとより、シェア・オフィスやサテライト・オフィスなどＩＣＴを活用した新たな就労の場としての整備も積極的に推進する。

３　生活環境の整備

（１）生活環境の整備の方針

地域住民が健康で文化的かつ安全・快適に暮らせるような生活環境の整備を図ることは、過疎地域の定住条件を整えてゆく上で欠くことのできない重要な施策である。

このため、従来から水道施設の整備をはじめ、汚水処理施設、ごみ・し尿処理施設等諸施設の整備を促進してきた。

しかしながら、特に東部地域及び南部地域では他の地域との間に依然として格差があることから、今後も広域的な生活圏域等との関連を重視しつつ適正配置を考慮しながら、水道施設、汚水処理施設、ごみ・し尿処理施設、消防施設等の整備を促進する。

清流吉野川については、森林等が持つ多面的機能を維持し、農山村地域の環境を良好に保つことは国土全体の環境を守る上から、また、地域の持つ魅力ある自然特性を活かすためにも重要であることから、瀬切れの発生、水質、環境等に関する諸問題に対し、地域協働で対策を講じることにより、観光資源や憩いの場としての活用を図る。

一方、大和平野地域では、近年の集中豪雨による浸水被害を軽減するため、県と流域市町村が連携して、浸水常襲地域における河川整備や、防災情報の提供、自主防災組織の支援を行うことにより、総合的な減災対策に努め、生活環境の保全・整備を図る外、地域団体・住民等と連携した「大和川きれい化」事業を推進する。

さらに、地域住民にとって安心で安全な生活を確保するため、「奈良県土砂災害対策基本方針」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定や自主防災組織等の地域防災対策の充実によるソフト対策と、砂防えん堤の設置や斜面対策などによるハード対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策に取り組む。

また、地域住民に適切な避難を促すために、インターネットや携帯電話を活用した、雨量や水位の河川情報や土砂災害警戒情報などの防災情報の提供、土砂災害ハザードマップの配布、避難訓練の実施などにより、地域の防災体制を支援し、その充実を図る。

（２）簡易水道、汚水処理施設等の整備

水道は公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない社会基盤である。しかし、急速に進む人口減少、技術職員不足、施設老朽化など、水道事業全体をとりまく状況は厳しく、過疎地域ではこの傾向がより顕著である。

この状況に対応するため、施設統廃合、ダウンサイジング、共同化、広域化といった手法により県全体の水道の再構築を促す「県域水道ファシリティマネジメント」の取組を市町村と共にすすめている。

この取組の一つとして、簡易水道やそれより小規模な施設による飲料水や生活用水については、地域に即した供給体制の検討や、技術的、経営的改善支援をモデル的に行ってきたが、今後はこの成果を活用しながら、業務の広域的な受け皿となる組織の検討などを行うことにより過疎地域での安心な水の供給の持続を目指す。

し尿処理及び生活排水等の処理については、健やかで快適な生活環境を確保し、自然環境を保全するためにも不可欠であるが、東部地域や南部地域では他の地域に比べ、その整備が遅れているため、地域の実情に応じた計画的な汚水処理を推進する。

（３）消防・救急施設等の整備

東部地域及び南部地域における消防施設については、その地域の特殊性から山間地域に適した防火水槽をはじめ、小型動力ポンプ等消防施設設備の整備を行ってきたが、さらに、消防庁告示として示されている「消防力の基準」「消防水利の基準」を満たしていない分野の整備及び既存設備の機能向上のための設備更新について計画的に整備を図る。

また、多様化・大規模化する災害に備え、市町村の消防体制を充実強化し、かつ住民サービスの向上を図るため、平成２６年４月に奈良県広域消防組合を設立、全国でも類を見ない規模の消防広域化が達成され、平成２９年３月には県独自のドクターヘリの運航を開始したところである。また、県内３消防本部及び全市町村の間において、「奈良県消防広域相互応援協定」が平成２９年３月に締結され、広域的な連携が行える体制が整備されている。

一方、消防団員の減少や高齢化が懸念されるところであり、消防団活動を活性化する必要があるとともに、救急現場から医療機関までの搬送途上における救命率の向上を図るため、救急救命士の養成、高規格救急車及び資機材の整備、併せて住民に対する応急手当の普及啓発を充実する必要がある。

（４）警察施設の機能強化

交番・駐在所は、地域住民の最も身近な警察機関であり、県民の日常生活の場において、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなっている。また、災害発生時には、救命・救助をはじめとする各種活動の拠点となることから、今後も、必要な交番・駐在所から順次建て替え等の整備をすすめ、機能強化を図る。加えて、「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に発信するため、交番・駐在所と警察署とのネットワークの高度化を検討する。

４　保健及び福祉の向上及び増進

（１）保健及び福祉の向上及び増進の方針

平成２７年国勢調査によると、本県の高齢者（６５才以上）比率は、北西部地域で３２．９％、南部地域と同様の課題を抱える地域３７．０％、東部地域３８．３％、南部地域３９．０％、県全体でも２８．５％となっており、過疎化地域のみならず、既に県全体が超高齢社会（高齢化比率が２１％以上）となっている。

特に、南部地域では７５才以上の後期高齢者が既に２２％を超えており、県全体でも今後さらにその割合が高まるとともに、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦だけの世帯、要支援・要介護高齢者の増加が見込まれる。

このため、介護保険制度の円滑な施行に取り組むことはもちろん、市町村介護保険事業計画及び奈良県介護保険事業支援計画に基づき、介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを希望する高齢者ために、必要な介護サービス基盤の確保に努めるとともに、介護支援専門員等の介護サービスの担い手の確保と資質の向上を図る。

また、奈良県高齢者福祉計画に基づき、社会参加の促進や暮らしのサポートの充実を図り、高齢者が安心して元気に日常生活を送ることができる暮らしやすいまちづくりを目指す。

児童福祉、障害者福祉の分野でも、若年層の減少に伴って充分な支援が行えないなど過疎地域特有の課題を抱えている。そのため、地域の中で子どもが健やかに育ち、また障害のある人が安心して生活できる社会づくりをめざして、福祉施設の充実に努め、より暮らしやすい環境の整備を図る。

さらに、地域住民が共に支え合う福祉社会の形成をめざして、地域福祉計画の策定の推進を図り、行政と地域住民が一体となって要援護者をサポートする地域包括ケアシステムの確立、ボランティア活動の振興、社会福祉協議会活動の活性化に努め、住民参加型の地域福祉活動を振興する。また、県民それぞれが自分に合った方法で健康づくりに積極的に取り組む状況を実現する。

なお、地域における保健サービスの拠点となる市町村保健センターの機能強化を図るとともに、福祉サービスの拡充にあたっては、他の社会福祉施設や公共施設との複合化による施設整備を推進し、また、効率的な経営や広域的な運営を図るため、複数市町村による事業の広域化を進める。

平成２９年度からは市町村と協働し、地域活動の支援や地域住民の生活支援を行いながら、その健康状態にも目配りのできる「コミュニティ・ナース」制度の導入に取り組む。

（２）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢者に関しては、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を有する生活支援ハウスの活用を図るとともに、寝たきり高齢者や認知症高齢者のための地域密着型サービス拠点の整備について検討する。

また、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの一層の普及に努めるとともに、訪問介護の基盤整備状況がやや低い東部地域や南部地域において、訪問介護サービスを円滑に推進するため、訪問系介護サービスの特別地域加算に係る利用者負担軽減措置の活用を図る。

さらに、高齢者の社会活動に関する情報の発信や、高齢者が経験や知識を活かして地域で活動ができるための指導者の育成などを通じて、地域社会への積極的な参加を促進するとともに、民間事業者等との連携により、買い物や移動などの日常生活を支援し、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進める外、山間部の高齢者等を対象に、スマートフォンなどのＩＣＴを活用した、生活支援サービスの導入・普及を図る。また、地域医療保険である市町村国保の安定的・持続的運営を確保するため、制度改正に基づき平成３０年度から県単位化して移行し、市町村と連携して保険者機能を最大限に発揮する。

（３）児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域における児童の健全な育成を図るため、失われつつある地域コミュニティーを再生し、子育て活動を支援するとともに、世代間交流や地域間交流を促進する。また、主任児童委員や民生・児童委員による地域に密着した子育て相談・支援の体制の整備や家庭や地域の養育機能の強化を図るため、関係機関による連携を支援するなど、安心して子育てできる環境づくりを推進する。

保育所等の児童福祉施設については、地域のニーズに応じた事業展開を図るとともに、東部地域や南部地域における保育の確保と保育内容の向上を促進する。

障害者対策等についても、ノーマライゼイションの理念に基づき、住み慣れた地域社会の中で、できる限り主体的に自立して生活し、積極的に社会参加ができるよう、生活環境の整備に努めるとともに、在宅福祉サービス等の拡充を図る。

また、学校教育現場等において、保健師、健康ボランティア等により、食育、早起き、歯磨き等の基本的な生活習慣を身につけるよう指導する。

５　医療の確保

（１）医療の確保の方針

医師、看護師等の不足による医療機能の低下は、へき地における医療の提供にも大きな影響を及ぼしている。今後、限られた医療資源の効率的な活用を図るため、へき地医療拠点病院、へき地を支援する病院及びへき地診療所の連携を強化し、へき地医療の充実を図ることが求められている。

具体的には、必要なところに医師を配置するための医師配置システムを構築・運営するほか、患者を「まず診る」ことができ、自分の能力の範囲内で治療を行い、必要に応じて適切な専門診療科に紹介できる「総合医」の養成等に取り組む。

（２）南部地域における公立病院の医療機能の確保

従来、南部地域の公立３病院（県立五條病院・国保吉野病院・町立大淀病院）では、地域の人口減少によって患者数が減少してきた。加えて、患者数の減少に伴う医師の減少によって医療機能が低下し、さらに患者数が減少するという悪循環が生じていた。

このような状況にありながら、これまでそれぞれの病院は役割を明確にできず、同じような機能の病院として運営されてきたが、その結果、南部地域の入院患者のうち、約６割は地域外の病院に入院しているという状況であった。

そのため、南部地域の３病院について、県と五條市、吉野郡全町村を構成団体とする南和広域医療組合（南和広域医療企業団）を設立し、救急医療を中心に担う病院（南奈良総合医療センター）と、療養期を中心に担う病院（吉野病院、五條病院）に再編整備することとし、平成２８年４月に新設した南奈良総合医療センターと改修後の吉野病院の運用を開始、改修中であった五條病院も平成２９年４月に開設、五條・吉野地域の広域医療提供体制の整備が完了した。

今後は、これら公立病院新体制により、限りある医療資源で「断らない救急の実現」をはじめとする急性期からリハビリ・療養までの切れ目のない医療提供体制を構築し、地域医療に貢献していく。

また、へき地医療拠点病院やへき地を支援する病院による代診医等の派遣や巡回診療を実施していくための協議会を設立、そのあり方を検討するなど、地域への安定的な医療提供体制の確保を図る。

（３）無医地区対策

無医地区、準無医地区に対しては、市町村が行う患者輸送事業により、移動手段を持たない高齢者等が医療機関に受診できるよう支援を行っていく。

また、平成２９年３月に運用を開始した県独自のドクターヘリを中心として、本県防災ヘリコプターや、和歌山県、大阪府及び三重県のドクターヘリとの連携により、重篤患者の搬送体制を確保する。

（４）特定診療科に係る医療確保対策

へき地における住民の医療の向上を図るため、身近に診療の機会が確保されていない眼科及び耳鼻咽喉科等について巡回診療を実施してきたところであるが、今後も引き続き、へき地医療拠点病院である南奈良総合医療センターを中心に、必要とされる診療科に係る巡回診療を促進する。

６　教育の振興

（１）教育の振興方針

平成２８年３月に策定した「奈良県教育振興大綱」では、

「育人～県民一人一人が学び、育ち合い、潜在力を最大限引き出す～」を基本理念とし、

Ⅰ．自他を尊び、地域を尊ぶ人～「自尊」「他尊」「地尊」の人づくり～

Ⅱ．確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身を備えた人～「知」「徳」「体」の調和がとれた人づくり～

Ⅲ．自立し、主体性をもって行動し、協働して地域・社会に参画する人

Ⅳ．創造性を発揮し、世界に伍して活躍する人

を、本県教育が目指す人間像として示し、「地域への誇りと愛着を抱き、地域と協働し、**地域・**社会に貢献する人材の育成」や「意欲ある全ての者への学習機会の確保」などの施策の方向性に基づき、学校教育において、郷土教育の充実や東部地域、南部地域等における教育環境の整備と教育内容・教育方法の充実に努めるとともに、生涯にわたる学びを推進するため、教育・文化施設等の整備に取り組む必要がある。

（２）郷土教育の充実

伝統的な地域コミュニティが崩壊しつつあり、職と住の分離傾向が著しい中、地域への誇りと愛着を抱き、地域と協働し、地域に貢献する人材を育成するため、県・市町村による積極的な取組を進める。

本県には、世界遺産や国指定の文化財が多数存在するほか、数多くの歴史上の人物が多方面で活躍し、日本を代表する文物の発祥の地、律令国家をはじめとする日本国家形成の地、国際性豊かなシルクロードの終着点であるなど豊富な歴史文化資源を有しているにもかかわらず、県民の「ふるさと」「地元」への愛着度は芳しくない実態がある。

県が実施している「県民アンケート」での質問のうち「将来の奈良県での定住意向」で「住みたくない」「わからない」と回答した人の理由として「奈良県や身近な地域に愛着を感じないから」をあげた人の割合は、三宅町が属する「北部」地域、御所市・高取町・明日香村が属する「中部」地域で悪化しており、平成２８年度調査ではいずれの地域も県平均より高くなっている。

県民アンケートで「住みたくない」等と回答した理由で「奈良県や身近な地域に愛着を感じないから」の割合

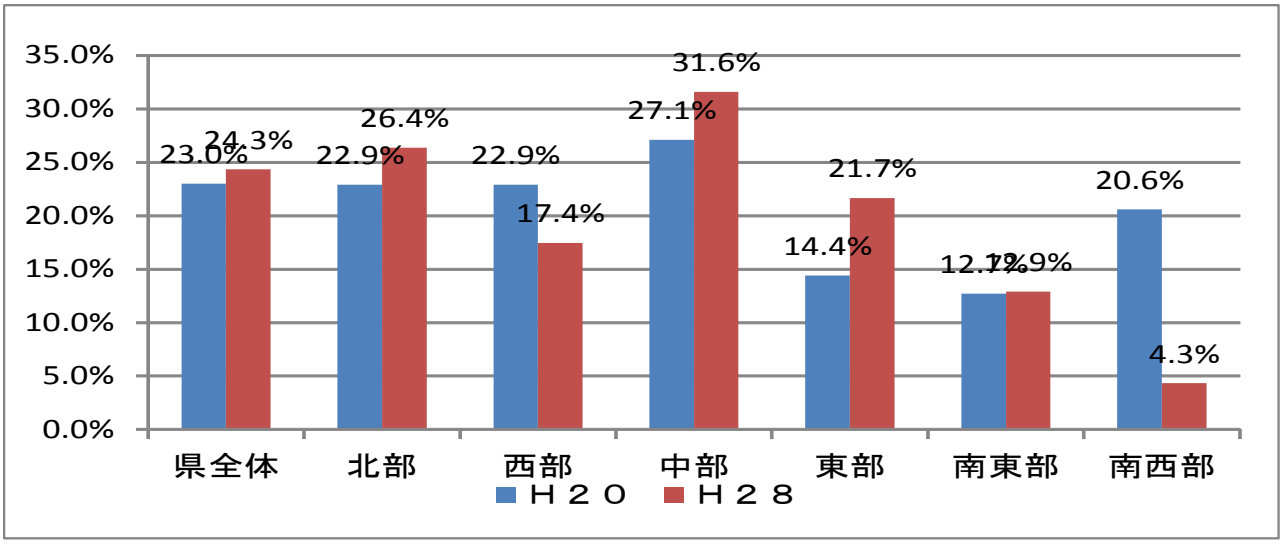

（平成２０年度及び平成２８年度県民アンケートより抜粋）

地域への誇りや愛着を育む学びは、若者の県外流出を通じた人口の社会減を抑止する観点からも重要であることから、学校教育のみならず、各種講座・イベントの開催を通じた生涯教育としての取組を充実させる。

高等学校教育では、郷土奈良の伝統・文化・自然を教材とする学習「奈良ＴＩＭＥ」を全ての県立高校で実施しているところであるが、今後(仮称)「郷土学習の手引き」を作成するなどし、小中学校における郷土教育を推進する。

また、郷土愛の醸成には、人とのつながりが重要であることから、幼児教育段階からの地域行事への参加機会の充実や、世代間の交流の観点に留意しながら、各学校段階における豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などの体験活動を充実させる。

（３）教育環境の整備や教育内容・教育方法の充実

東部地域、南部地域における良好な教育環境の確保を図るため、複式学級編制基準の改善、小規模校への教職員配置の充実、複数市町村による教員等の共同設置、校舎及び園舎等の整備、体育施設の整備、学校給食の充実等を推進する。

また、東部地域、南部地域等における通学が困難な生徒の高等学校への進学に対応するため、県立高等学校総合寄宿舎、併設寄宿舎の施設設備の整備充実に努める。

さらに、

◇他校との交流学習、協働学習を支援するＩＣＴ事業の展開

◇豊かな自然や地域の歴史文化資源など、地域がもつ「よさ」を積極的に活用する特色ある教育の研究・推進

◇県教育委員会の計画的訪問による、学校環境や学習指導等の状況の把握と各学校の課題についての指導・助言

◇異校種間の教員の人事交流による教科指導の充実

などの実施により、教育内容や教育方法の充実に努める。

（４）教育・文化施設等の整備

地域住民の自主的な文化・学習活動や社会教育活動等の拠点となる集会施設、体育施設、社会教育施設などの各種施設については、市町村のニーズを踏まえ、必要とされる施設の内容や環境整備のあり方を検討する。

また、これら既存施設については、文化イベントの開催やコミュニティ活動を活性化させるなど、ソフト面での充実に配慮するとともに、施設等の情報を広域的に提供することにより、周辺地域の住民や都市住民等との相互利用を促進し、有効な施設活用が図られるよう配慮する。

また、こころ豊かに暮らすことができるよう、あらゆる世代の学びの機会の充実を図るため、一人一人が個性や年代に応じて自由に学習する機会が選択できる環境づくりを進めるとともに、地域の学習拠点となる公民館や図書館等の施設間の機能連携を図り、各々の施設の特色を生かしつつ、生涯学習、社会教育の充実を図り、地域の課題の解決を担う人づくりを進める。

７　地域文化の振興等

（１）地域文化の振興等の方針

本県では、平成２９年３月に「奈良県文化振興大綱」を策定し、本県が「日本の歴史の始まりの地」「日本文化の始まりの地」であるとの思いのもと、歴史文化を通じて郷土の誇りを醸成し、それを地域振興の底力としていく取組を推進することとしている。

この大綱では、「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」を文化振興施策の両輪とし、「歴史文化資源活用分野」では、

◇歴史を通じて日本及び地域の文化への理解を深める
◇奈良に住まうことへの誇りと文化継承の機運の醸成
◇観光・まちづくり等各分野における地域振興施策に歴史文化資源を活用

「芸術文化振興分野」では、

◇県民が芸術文化に親しみ、また自ら活動に参加する機会の創出
◇将来にわたって本県の芸術文化をリードしていく人材の育成
◇本県が、芸術文化の振興により、県民をはじめとして国内外の多くの方々が集い交流を深められる場となる

ことを、それぞれの目的として施策を展開することとしている。

本方針が対象とする地域においても、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された大峯奥駈道や熊野参詣道小辺路、世界遺産暫定一覧表に記載されている「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」をはじめ、伊勢街道などの古くからの道や、数多くの遺跡、寺社などの貴重な歴史的資産が存在するとともに、古くから地域に根付いてきた独自の生活文化、伝統芸能等、ポテンシャルの高い地域文化資源を有している。

こうした優れた地域文化資源の活用を図り、地域住民が誇りのもてる魅力的な地域づくりを実現するために、保存・継承のための取組を積極的に推進するとともに、地域自らが行う資源の掘り起こしと創出のための活動を支援する。

さらに、イベントの開催等により他の地域との積極的な文化交流等を深め、多様な媒体を活用した都市等への情報発信により地域文化活動の活性化を図る。

（２）地域文化の振興等に係る施策の展開

地域に古くから伝承されている民俗芸能、伝統技術、歴史的・文化遺産などは、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めるための貴重な資源である。こうした地域資源を保存・継承し、再発見する取組を活発化することにより、郷土に対する愛着と誇りを醸成し、地域文化の振興を図るとともに、歴史、文化を活かした都市等との交流をさらに進める。

このため古道や文化財など自然・文化遺産の保存、活用を図るとともに、明日香をはじめとする奈良全体の歴史展示の基本方針等の策定を順次行う。また、地域文化を支える人材の養成に努める。

さらに、そうした地域資源の魅力を国内外に広く発信するため、行政、地域住民、ＮＰＯ、ボランティアなど多様な主体の参画によるイベントの開催やその他の文化交流事業などの取組を促進するとともに、積極的な情報発信等のソフト対策を推進する。

また、地域住民の文化的な環境づくりを推進するため、音楽、絵画、演劇等の芸術文化に関する情報の提供や機会を提供するとともに、地域住民自らが行う身近な文化活動に対する支援等を行う。

８　まち(郷・里)づくりの推進

（１）市町村との連携協定の締結

人口の急激な減少と高齢化が進展するなか、高齢者をはじめとする住民の安心・健康・快適な生活環境を実現し、また地域性を活かした賑わいのある住みよい「まちづくり」を進めるためには、中心となる拠点への機能の集積や、低未利用地の活用等による拠点の再整備が必要である。

このため県では、県管理施設の改修や県有地の有効活用などの県事業と市町村の「まちづくり」を一体的に検討することによる効率的な「まちづくり」を進めることを目的に、市町村との連携協定を締結している。

既に、県下３９市町村のうち２１市町村、また本方針の対象地域である２０市町村のうち１１市町村と包括協定を締結している（H29.6.1現在）ところである。

今後、未締結の市町村との協議を進めていくとともに、締結済みの市町村とそれぞれの地区、集落の特性に応じた具体の事業の実施について検討を進めていく。事業の検討にあたっては、空き家等民間遊休資産の再利用を視野に入れる。

（２）交流のまち(郷・里)づくり

日本の総人口が減少するなか、交流人口の増加により地域の活性化を図ることが重要である。そのため、都市文化の模倣ではなく、地域が有する歴史文化資源や観光資源を活かした、また地域の風土や伝統的文化に根ざした、訪れる人に魅力あるまちづくりを進める。

また、テレビのデジタル化に合わせ東部地域及び南部地域で整備したケーブルテレビ網及び民間の回線により、過疎地域においても高速インターネットの利用が可能であるという強みを活かし、シェア・オフィスの整備とサテライト・オフィスの誘致を進め、ビジネス面での交流人口の増加を図る。

加えて、特に地域活力が減退し集落維持機能が低下している地域にあっては、市町村外に居住する近親者が里帰りする機会を創出するための情報提供の仕組みづくりを進めるとともに、大学や民間企業・団体との交流を深め、行催事をはじめとする集落事業に参加いただけるような支援体制の構築に努める。

（３）移住・定住のまち(郷・里)づくり

最近では、新たなライフスタイルを実現する場として、田舎に関心を持つ都市住民が増加傾向にあるが、移住を進めるためには、「職」と「住」の確保が不可欠であることから、今後とも「地域おこし協力隊」による「職」の創出と空き家等の再利用や定住促進団地整備事業等を活用した定住促進住宅の整備による「住」の確保に積極的に取り組む。

一方、定住を促すためには、今後とも道路の整備をはじめ、生活環境の整備、福祉・保健・医療サービスの提供など地域住民の利便性の向上に努める必要があるが、広大な面積に少人数の集落が散在する地域にあっては、生活支援サービスや行政サービスを如何に届けるかが大きな課題となっている。平成２９年度からは市町村と協働し、住民の健康状態に目配りできる「コミュニティ・ナース」を導入し、地域行事やイベント等を通じて、地域住民と密に関わりを持って、住み続けられるための安心できるまちづくりを図る。

「まちづくり連携協定」においても、高齢者の安全・安心する取組が提案されており、他市町村のまちづくりの参考としていく。

（４）集落の再編整備

集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能の強化と複数集落のネットワーク化などの施策を推進する。それでもなお、基礎的な公共サービスの提供が著しく困難な集落については、住民の意向を尊重しつつ、かつ行政の効率性にも配意して、基幹的集落への再編等について検討を行う必要がある。検討にあたっては、移転地の用地造成、住宅の建設、公共施設の整備等について、市町村と協力し、事業の円滑な推進に努めるとともに、移転跡地の適切な保全管理、活用に配慮する。